

令和 7 年度
世田谷区児童相談所運営状況
(事業概要) 等報告

令和 8 年 7 月
世 田 谷 区

目次

第 1	児童相談所の概況	1
1	世田谷区の基本情報（令和 8 年 4 月 1 日現在）	1
2	児童相談所の所在地等	1
3	設置の目的・理念	1
4	児童相談所等の沿革	2
5	児童相談所の組織及び職員	5
	（1）組織	5
	（2）所内組織	6
	（3）所内の職員配置状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）	7
6	児童相談所で取扱う児童相談・援助	8
	（1）相談の種類	8
	（2）援助の種類	9
	（3）その他	10
	（4）児童相談の流れ	11
	（5）児童虐待に対する児童相談所の対応	11
第 2	運営状況のあらまし	12
1	相談の受理状況等	12
	（1）相談経路別受理状況	12
	（2）相談内容別受理状況	13
	（3）年齢別受理状況	14
2	児童虐待相談の受理状況等	15
	（1）経路別受理状況	15
	（2）虐待種類別受理状況	16
	（3）年齢別受理状況	16
3	児童虐待相談の対応状況等	17
	（1）児童虐待相談の対応状況	17
	（2）子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績	19
4	調査・診断・一時保護状況等	22
	（1）児童福祉司の活動状況	22
	（2）親子支援の取組み	22
	（3）児童心理司の活動状況	23
	（4）保健師の活動状況	26
	（5）医師の活動状況	28
	（6）弁護士活動状況	28
	（7）区の一時的保護の状況	30
5	社会的養護の状況	32
	（1）社会的養護のもとで育つ児童数	32
	（2）里親等の状況	33
	（3）養育家庭の登録数及び委託児童数	36

(4) 里親の新規受託児童数.....	37
(5) 乳幼児短期緊急里親（モデル事業）.....	37
(6) ファミリーホーム設置数及び委託児童数.....	37
(7) 里親等委託率の現状.....	38
(8) 養子縁組里親の登録と特別養子縁組 ^{※1} の現状.....	39
(9) 児童養護施設の状況.....	40
6 進路状況.....	41
7 児童養護施設退所者等支援の概要.....	42
(1) 事業概要.....	42
(2) 給付型奨学金事業.....	42
(3) 資格等取得支援.....	42
(4) 家賃支援.....	42
(5) 医療費支援.....	43
(6) 住宅支援.....	43
(7) 居場所・地域交流支援.....	43
(8) 相談支援.....	44
8 18歳到達児童への支援状況.....	45
9 子どもの権利擁護.....	46
(1) 児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み.....	46
(2) 児童相談所の第三者評価の実施.....	49
(3) 一時保護所の第三者評価の実施.....	51
(4) 「せたホッと」を活用した権利擁護.....	52
(5) 一時保護児童に係る学習環境の充実.....	52
10 人材育成.....	54
(1) 人材育成計画.....	54
(2) 研修内容.....	54
(3) O J T研修.....	55
11 児童相談所と地域の関わり.....	60
(1) 世田谷区要保護児童支援協議会の取組み.....	60
(2) 各関係機関との連携状況.....	61
12 ICTを活用した児童虐待対応業務の効率化.....	64
(1) タブレット端末の導入.....	64
(2) 電話対応支援システムの導入.....	64

第3 統計資料 66

1 相談の受理状況.....	66
(1) 男女別・経路別受理件数.....	66
(2) 年齢別・相談内容別受理件数.....	67
(3) 虐待受理経路別・地域別受理件数.....	68
(4) 虐待受理種類別・地域別受理件数.....	69
2 相談対応状況.....	70
(1) 相談別対応件数.....	70
(2) 虐待相談の相談種別・経路別対応件数.....	71

(3) 虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応件数.....	71
(4) 被虐待児童年齢・虐待種類別対応件数.....	72

※統計調査が厚生労働省からこども家庭庁へ移管され、報告様式が変更となったこと等を踏まえ、一部の表について変更または削除しています。

なお、報告様式変更に伴い、令和6年度以前の数値にも一部変更があります。

第 1 児童相談所の概況

1 世田谷区の基本情報（令和 8 年 4 月 1 日現在）

面 積 58.05 km²

【地域別世帯数・人口数】

（単位：人）

地域名	世帯数	人口数	児童数※				
			男	女		男	女
世田谷地域	149,700	256,708	121,289	135,419	32,047	16,211	15,836
北沢地域	94,163	156,648	75,244	81,404	17,482	9,005	8,477
玉川地域	119,076	230,568	107,165	123,403	33,386	17,014	16,372
砧地域	81,022	165,543	78,868	86,675	25,961	13,402	12,559
烏山地域	66,842	121,623	57,875	63,748	15,892	8,169	7,723
区内全域	510,803	931,090	440,441	490,649	124,768	63,801	60,967

※児童数とは、0歳から18歳未満の人口のことを指す。

（出典：世田谷区ホームページ「統計情報館」）

2 児童相談所の所在地等

所 在 地 世田谷区松原6丁目41番7号

開設年度 令和2年度（令和2年4月1日）

電 話 03-6379-0697

交 通 小田急線梅ヶ丘駅、豪徳寺駅下車5分、東急世田谷線山下駅下車5分

3 設置の目的・理念

平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされた。

区民生活に密着した基礎自治体として、区は、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。この目標の達成に向けて、児童が独立した権利の主体であることを尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることを保障する見地から、同法第12条第1項及び第59条の4第1項の規定に基づき、令和2年4月に児童相談所を設置した。

区は、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱としつつ、社会情勢の変化や関係法令の改正内容も踏まえ、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図る。

4 児童相談所等の沿革

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成20年6月	平成18年(2006年)の都区合意事項からはじまった「都区のあり方検討委員会」において、児童相談所は、区に移管する方向で検討する事務として整理	
平成21年4月1日		【改正児童福祉法施行】 ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成24年4月1日		【改正民法等施行】 ・親権停止制度の創設 ・児童相談所長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
平成25年11月	特別区児童相談所移管モデルの作成	
平成27年3月	「世田谷区子ども計画(第2期)」策定	
平成28年3月8日	世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例制定	
平成28年4月25日		児童相談所強化プラン(厚生労働省児童虐待防止対策推進本部)
平成28年6月3日		【改正児童福祉法施行】 ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化 等 【改正児童虐待防止法施行】 ・しつけを目的とした児童虐待の防止 【改正母子保健法施行】 ・母子保健施策を通じた虐待予防 等
平成28年10月1日		【改正児童福祉法施行】 ・弁護士配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司の配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 【改正児童虐待防止法施行】 ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待にかかる資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成29年3月	「世田谷区児童相談所設置計画」策定	
平成29年4月1日		【改正児童福祉法施行】 (※は改正児童虐待防止法にも規定あり) ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることについて明記) ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・18歳以上の者に対する支援継続(※) ・児童相談所から市町村への事案送致(※) 等 【改正母子保健法施行】

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
		・子育て世代包括支援センターの法定化
平成30年4月1日		【改正児童福祉法施行】 ・親権者等の意に反する一時保護が2か月超えるごとの家庭裁判所承認 ・28条審判確定前の保護者指導勧告 【改正児童虐待防止法施行】 ・接近禁止命令の対象拡大 【民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行】
平成30年5月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第一次更新計画）」策定	
平成30年7月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第二次更新計画）」策定	
平成30年7月20日		児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） ・転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底 ・児童相談所と警察の情報共有の強化 等
平成30年12月18日		児童虐待防止対策体制総合強化プラン（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議） ・児童相談所の人口当たり配置標準の見直し ・里親養育支援児童福祉司の配置 等
平成31年2月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第三次更新計画）」策定	
平成31年3月19日		児童虐待防止対策の抜本的強化について（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） ・介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備 ・常時弁護士による指導または助言のもとで対応するための体制整備 ・医師・保健師の配置の義務化 等
令和元年7月	国が示した新たな児童虐待防止対策等を踏まえた「世田谷区児童相談所設置・運営計画（最終更新計画）」策定	
令和元年8月22日	世田谷区を「児童相談所を設置する市（区）」に指定する政令の閣議決定	
令和元年10月1日	世田谷区児童相談所設置条例制定（令和2年4月1日施行）	
令和2年3月	「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」策定	
令和2年4月1日	特別区初となる世田谷区児童相談所及び一時保護所の開設	【改正児童福祉法等施行】 ・体罰の禁止 ・児童相談所の体制強化 【改正民法等施行】 ・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し
令和2年9月	「世田谷区社会的養育推進計画（素案）」策定、パブリックコメントの実施	
令和3年3月	「世田谷区社会的養育推進計画」策定	
令和3年12月	「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」策定	

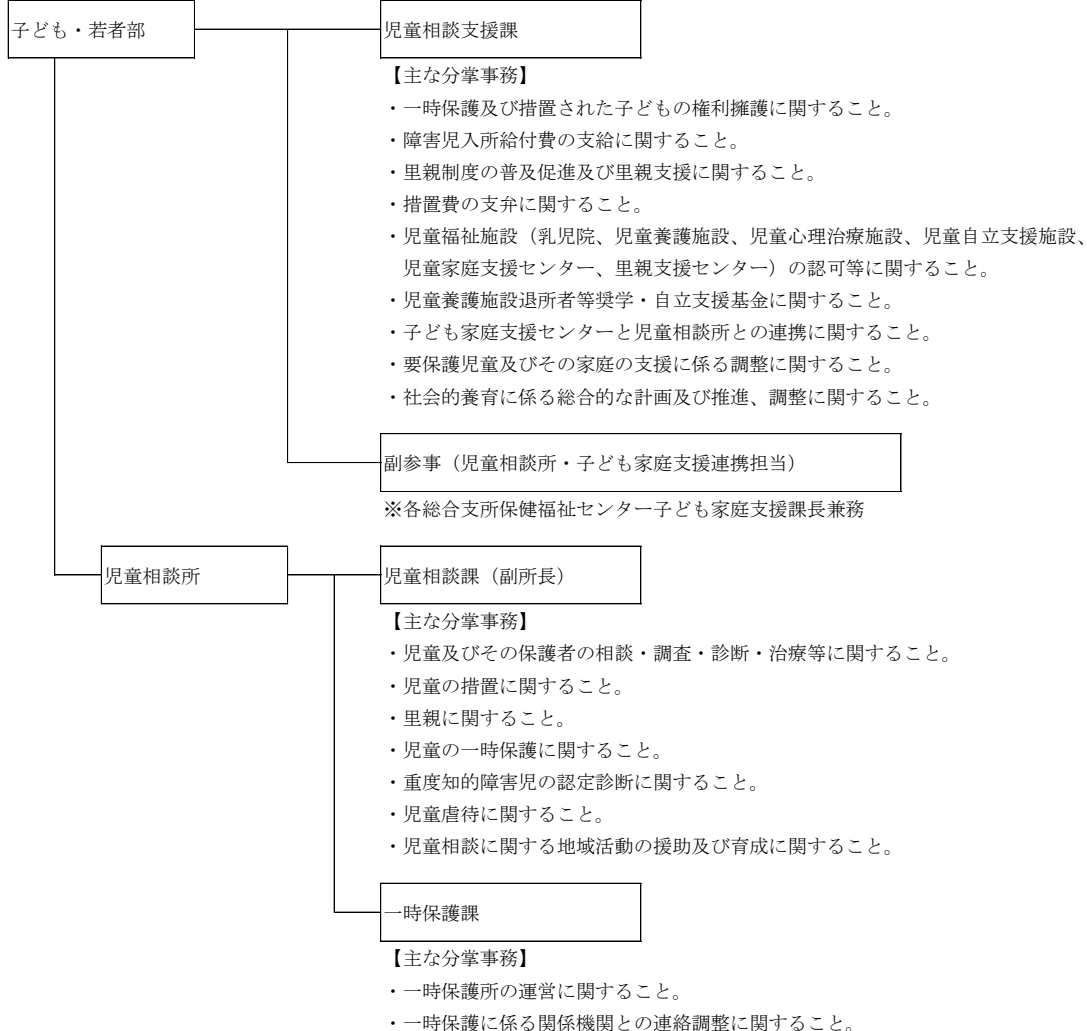
日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
令和4年4月1日		【改正民法等施行】 ・成年年齢の引下げ（20歳から18歳へ）
令和4年12月16日		【改正民法等施行】 ・懲戒権規定の削除
令和5年3月	「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」策定	
令和5年4月1日	改正世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例施行 ・条例名を「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例」から「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例」に改正 ・給付型奨学金の拡充のほか資格等取得支援、家賃支援の新規実施 里親支援業務（フォスタリング業務）の包括的業務委託開始 ・里親制度の普及啓発から里親養育支援までの一連の業務をフォスタリング機関へ包括的に委託	こども家庭庁設置 ・こども施策の立案、実施を担う行政機関として設置 【こども基本法施行】 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ・支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・関係者相互の連携確保 ・児童の権利に関する条約の周知 ・こども大綱による施策の充実及び財政上の措置 等
令和6年4月1日	・こども家庭センターの設置（※） ※現行の各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課及び健康づくり課の機能をもって、「こども家庭センター」と位置付ける。 ・児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みの実施 ・措置費支払事務に係る措置費共同経理課の設置	【改正児童福祉法等施行】 ・こども家庭センターの設置 ・こども家庭福祉認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の新設 ・児童の権利擁護に係る環境整備の規定 等
令和6年9月	・「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）（素案）」策定 ・意見表明等支援事業の実施 ※子どもの意見又は意向を把握するとともに、児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う。	
令和7年3月	・「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」策定 ・「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）」策定 ・子ども条例改正（条例名称を「世田谷区子どもの権利条例」に変更）	
令和7年4月1日	・世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行 ・里親支援センター（ともがき）の認可 ・世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例施行 ※対象者及び用途の拡充	
令和7年6月1日		【改正児童福祉法等施行】 ・一時保護時の司法審査の導入
令和7年9月	・乳幼児短期緊急里親（モデル事業）開始	
令和7年10月20日		【改正児童福祉法等施行】 ・意見聴取等措置の対象追加 ・面会・通信の制限の要件追加 等

5 児童相談所の組織及び職員

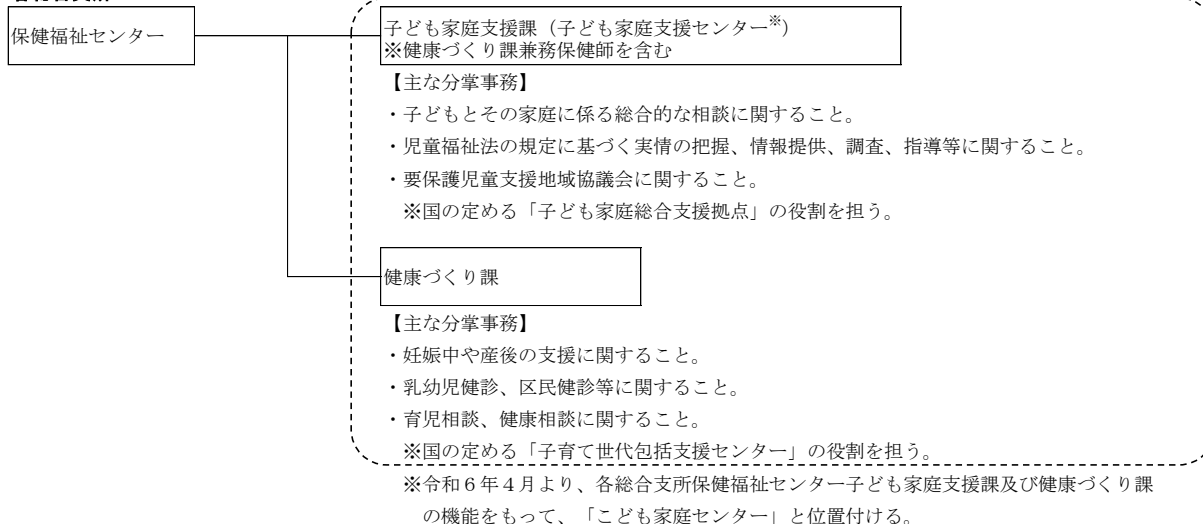
(1) 組織

本庁

(令和8年4月1日現在)



各総合支所



(2) 所内組織

(令和8年4月1日現在)



(3) 所内の職員配置状況（令和8年4月1日現在）

児童相談所 正規・非常勤職員	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
所長	1	1	0	0
児童相談課長（副所長）	1	1	0	0
児童福祉司	43	43	0	0
児童心理司	28	28	0	0
保健師	3	3	0	0
事務	10	7	3	0
児童虐待等対応支援員	4	0	4	0
児童相談支援専門員（福祉）	1	0	1	0
児童相談支援専門員（心理）	2	0	2	0
児童相談所里親対応専門員	1	0	1	0
虐待等対応強化専門員（警察官OB）	2	0	2	0
合計	96	83	13	0

一時保護所 正規・非常勤職員	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
一時保護課長	1	1	0	0
児童指導員・保育士	44	38	6	0
心理	2	2	0	0
夜間児童指導員	17	0	17	0
看護師	2	1	1	0
栄養士	2	1	1	0
調理	10	4	6	0
学習指導専門員	1	0	1	0
学習指導員	2	0	2	0
児童相談支援専門員（福祉）	1	0	1	0
合計	82	47	35	0

児童相談所・一時保護所	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
合計	178	130	48	0

※他自治体からの派遣職員を含む。

医師等の配置	配置数	参考（内訳）		
		常勤	非常勤	委託
医師	3	0	1	2
愛の手帳判定医	7	0	7	0
弁護士	2	0	0	2
合計	12	0	8	4

6 児童相談所で取扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相談種別	具体的内容
養護相談	児童虐待、養育困難に関する相談
非行相談	非行行為、ぐ犯行為、触法行為に関する相談
育成相談	しつけ、子育て、性格行動、家庭内暴力、不登校、ひきこもり、適性相談 など
障害相談	障害児に関する相談、視聴覚障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害、ことばの遅れ、発達障害 など
保健相談	精神保健・精神衛生、思春期、性に関すること、依存等による生活の乱れ など
その他相談	親子・家族間の関係、自立（自立援助ホームの利用）、その他

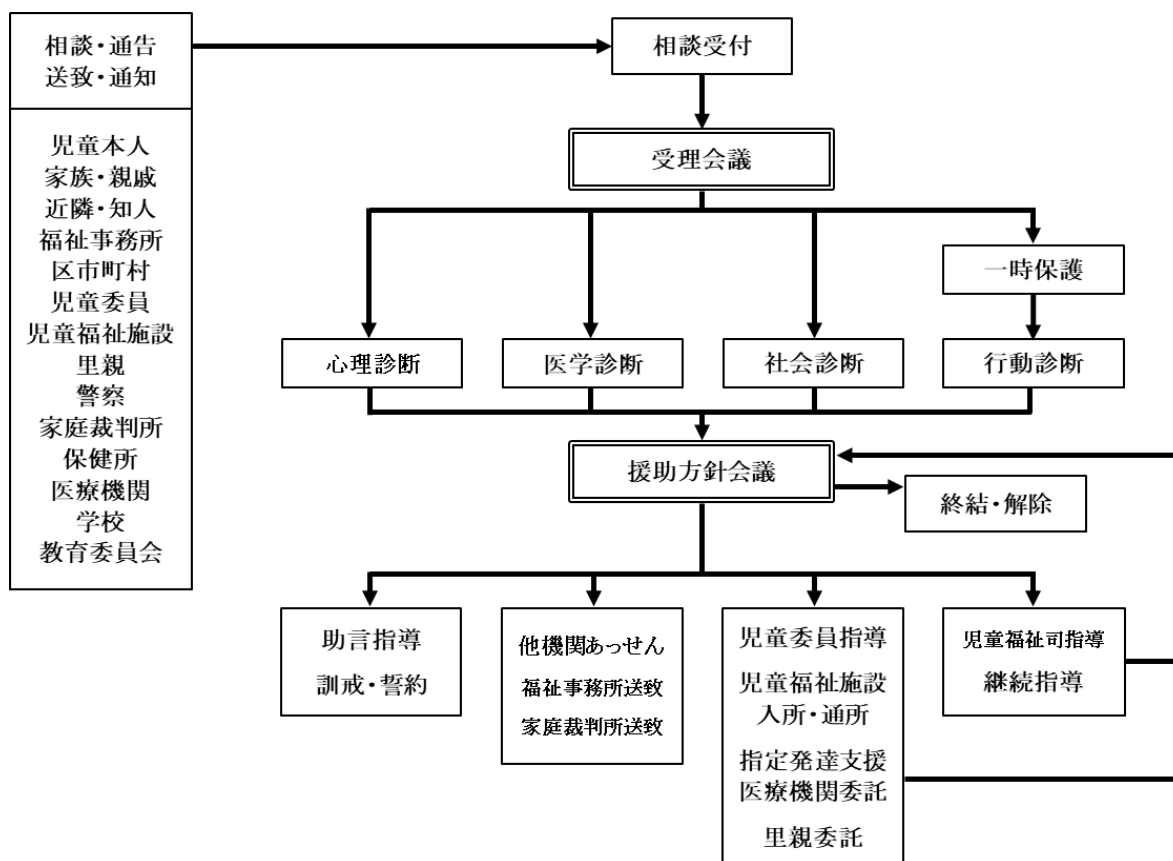
(2) 援助の種類

援助の内容			内容
在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意見または意向を確認のうえ、速やかに当該機関にあつせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整または経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司または社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
	訓戒、誓約措置		子どもまたは保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。
児童福祉施設入所措置			家庭での児童の養育が困難な場合に乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
指定発達支援医療機関委託			肢体不自由のある児童または重症心身障害児について、指定発達支援医療機関に対し、入院や医療型障害児入所施設と同様な治療等を行うことを委託する。
里親委託			東京都及び児童相談所設置区が登録した里親に養育を委託し、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。
小規模住居型児童養育事業委託			家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者に養育を委託する。
児童自立生活援助の実施			義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の者及び大学等に就学中であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象として、就職先の開拓や、仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより社会的自立の促進を図る。
福祉事務所送致等			児童や保護者を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所等への入所措置が必要な場合、及び15歳以上の児童を知的障害者援護施設等に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。
家庭裁判所送致			触法少年及びぐ犯少年について、子どもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付すことがその子どもの福祉を図るうえで適当であると認められる場合等に行う。
家庭裁判所に対する家事審判の申立て			児童虐待等の場合で、親の同意を得られない場合の施設入所の承認や、親権停止並びに喪失宣言の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。

(3) その他

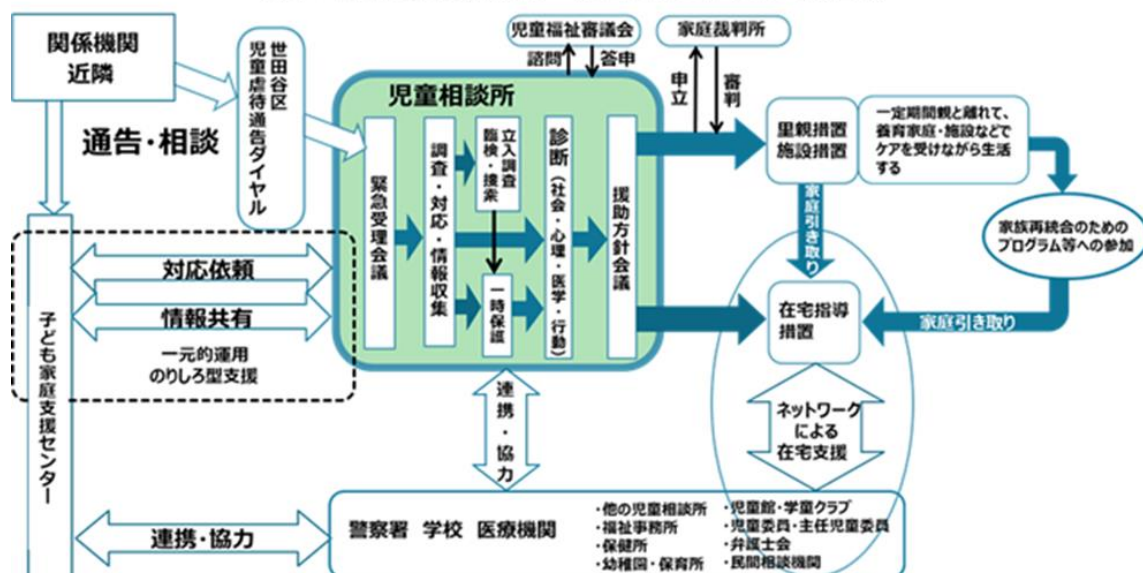
立入調査	児童を児童養護施設へ入所させる場合や、里親へ養育委託するにあたって、必要があると認めるときは、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる。 なお、正当な理由なく立入調査を拒んだ場合、罰金規定がある。
一時保護・一時保護委託	児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であって、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、または適当な者に委託して、一時保護を行わせることができる。
面会・通信の制限	施設等入所中や一時保護中の児童について、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるとき、または一時保護中の児童に対して保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときは、保護者の面会や通信について制限することができる。
接近禁止命令	上記の面会・通信の制限がある場合において、特に必要があると認めるときは、保護者に対し、児童の身邊でのつきまとい、または徘徊してはならないことを命ずることができる。 なお、この規定に違反した場合、罰金規定がある。
同居児童の届出	四親等内の児童以外の児童を、自己の家庭に一定期間同居させる意思をもって同居させた者等は、その旨区長に届け出なければならない。
所長の親権代行	児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者または未成年後見人のない者に対し、親権を行う者または未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求	児童虐待が行われているおそれがあるとき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。
再出頭要求	保護者が上記出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあるとき、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。
臨検・搜索	保護者が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全確認を行い、またはその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等を管轄する地方裁判所、家庭裁判所または簡易裁判所の許可状により、児童の住所等に臨検させ、または児童を搜索させることができる。

(4) 児童相談の流れ



(5) 児童虐待に対する児童相談所の対応

児童相談の流れ（虐待通告の場合）



第2 運営状況のあらまし

1 相談の受理状況等

(1) 相談経路別受理状況

令和7年度の児童相談所における相談件数は2,716件であり、令和6年度から133件増加した。相談経路としては、警察等からの相談が最も多く(1,069件)、次いで家族・親戚(585件)、近隣・知人(383件)と続いている。学校等や家族・親戚からの相談は増加している一方で、近隣・知人は減少している。《統計資料66ページ》

(単位：件)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
児童相談所		102	122	113	135	136	1
都道府県（児童相談所を除く）		8	10	16	1	34	33
区市町村	こども家庭センター等の 児童福祉・母子保健部門	42	69	55	58	61	3
	その他	11	15	15	32	48	16
保育所		11	19	22	13	19	6
児童福祉施設		5	1	1	5	4	△ 1
指定発達支援医療機関		0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0	0	0
認定こども園		3	0	0	0	0	0
警察等		712	855	996	1,078	1,069	△ 9
家庭裁判所		17	12	5	5	7	2
保健所及び 医療機関	保健所	4	2	0	0	0	0
	医療機関	29	25	29	38	29	△ 9
学校等	幼稚園	2	0	5	3	5	2
	学校	90	102	106	105	160	55
	教育委員会等	0	1	0	0	0	0
里親・ファミリーホーム		0	0	0	0	0	0
児童委員（通告仲介）		9	0	4	1	0	△ 1
家族・親戚		468	517	542	518	585	67
近隣・知人		565	444	376	428	383	△ 45
児童本人		24	23	19	23	32	9
その他		131	139	121	140	144	4
合計		2,233	2,356	2,425	2,583	2,716	133

(2) 相談内容別受理状況

令和7年度の児童相談所における相談件数2,716件のうち、被虐待相談（養護相談）が最も多く（1,907件）、次いで障害相談（309件）、養護相談（虐待以外）（255件）と続いている。令和6年度と比較して、被虐待相談が著しく増加している。《統計資料67ページ》

（単位：件）

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
養護相談	被虐待相談	1,581	1,738	1,629	1,696	1,907	211
	その他の相談	124	156	210	289	255	△ 34
保健相談		0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	3	6	3	2	5	3
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害相談	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	3	7	11	6	7	1
	知的障害相談	259	270	288	289	297	8
	発達障害相談	0	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等相談	30	29	20	12	17	5
	触法行為等相談	31	43	32	71	71	0
育成相談	不登校相談	9	1	7	3	1	△ 2
	性格行動相談	50	56	52	15	23	8
	育児・しつけ相談	0	1	2	0	1	1
	適性相談	0	0	1	0	0	0
その他の相談		143	49	170	200	132	△ 68
いじめ相談（再掲）		0	0	0	0	0	0
合計		2,233	2,356	2,425	2,583	2,716	133

(3) 年齢別受理状況

令和7年度の児童相談所における相談件数2,716件のうち、0～5歳（未就学年齢）は743件、6～11歳（小学生年齢）は1,041件、12～14歳（中学生年齢）は600件、15～17歳（高校生年齢）は318件となっており、令和6年度と比較すると、未就学年齢、中学生年齢及び高校生年齢の件数が増加している。対児童人口比では、令和6年度と同様に高校生年齢の割合が低くなっている。《統計資料67ページ》

(単位：件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減	対児童人口比
0～5歳	719	767	764	694	743	49	2.07%
6～11歳	819	863	886	1,042	1,041	△1	2.41%
12～14歳	437	441	497	526	600	74	2.63%
15～17歳	215	261	257	297	318	21	1.39%
18歳以上	4	0	6	2	4	2	
不明	39	24	15	22	10	△12	
合計	2,233	2,356	2,425	2,583	2,716	133	2.17%

2 児童虐待相談の受理状況等

(1) 経路別受理状況

令和7年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,907件のうち、警察等からの通告が最も多く(797件)、次いで近隣・知人(294件)、家族・親戚(242件)と続いている。学校、家族・親戚からの通告が例年に比べて増加している。《統計資料68ページ》

(単位：件)

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
児童相談所		76	89	79	108	98	△ 10
都道府県（児童相談所を除く）		7	10	16	1	31	30
区市町村	こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門	32	60	40	45	44	△ 1
	その他	10	13	12	26	40	14
保育所		10	19	19	13	17	4
児童福祉施設		5	0	1	4	3	△ 1
指定発達支援医療機関		0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0	0	0
認定こども園		3	0	0	0	0	0
警察等		572	695	796	791	797	6
家庭裁判所		0	0	0	0	0	0
保健所及び医療機関	保健所	0	0	0	0	0	0
	医療機関	26	24	19	29	26	△ 3
学校等	幼稚園	2	0	4	3	5	2
	学校	85	98	100	102	157	55
	教育委員会等	0	1	0	0	0	0
里親・ファミリーホーム		0	0	0	0	0	0
児童委員（通告仲介）		9	0	2	1	0	△ 1
家族・親戚		133	159	168	164	242	78
近隣・知人		478	418	246	264	294	30
児童本人		21	21	13	20	29	9
その他		112	131	114	125	124	△ 1
合計		1,581	1,738	1,629	1,696	1,907	211

【参考：全国・東京都・世田谷区の児童虐待相談の経路割合】

区における児童虐待相談の経路割合は、全国や東京都と比較すると警察等の割合が少なく、近隣・知人の割合が多くなっている。

(単位：件)

		警察等	近隣・知人	家族・親戚
全国	223,691	115,644 (51.7%)	19,841 (8.9%)	18,792 (8.4%)
東京都	17,799	9,813 (55.1%)	2,014 (11.3%)	1,311 (7.4%)
世田谷区	1,736	825 (47.5%)	243 (14.0%)	153 (8.8%)

※令和6年度児童虐待対応件数

(2) 虐待種類別受理状況

令和7年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,907件のうち、虐待種類別では心理的虐待が最も多く(1,289件(67.6%))、次いで身体的虐待(422件(22.1%))、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(185件(9.7%))、性的虐待(11件(0.6%))と続いている。令和6年度と比較して、児童虐待受理件数の増加に伴い、全ての虐待件数が増加している。《統計資料69ページ》

(単位:件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
身体的虐待	268	309	329	350	422	72
性的虐待	5	3	14	8	11	3
心理的虐待	1,172	1,249	1,138	1,163	1,289	126
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	136	177	148	175	185	10
合計	1,581	1,738	1,629	1,696	1,907	211

(3) 年齢別受理状況

令和7年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,907件のうち、0～5歳(未就学年齢)は581件、6～11歳(小学生年齢)は760件、12～14歳(中学生年齢)は360件、15～17歳(高校生年齢)は206件となっており、未就学年齢は、令和6年度までの減少傾向から一転、増加している。また、対児童人口比では、令和6年度と同様に高校生年齢の割合が少なくなっている。《統計資料67ページ》

(単位:件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減	対児童人口比
0～5歳	543	603	548	493	581	88	1.62%
6～11歳	626	674	613	749	760	11	1.76%
12～14歳	254	263	310	281	360	79	1.58%
15～17歳	117	174	144	171	206	35	0.90%
18歳以上	2	0	0	1	0	△1	
不明	39	24	14	1	0	△1	
合計	1,581	1,738	1,629	1,696	1,907	211	1.53%

3 児童虐待相談の対応状況等

(1) 児童虐待相談の対応状況

令和7年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、1,863件となっている。
《統計資料70ページ》

また、令和7年度の子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は2,058件となっている。

(単位：件)

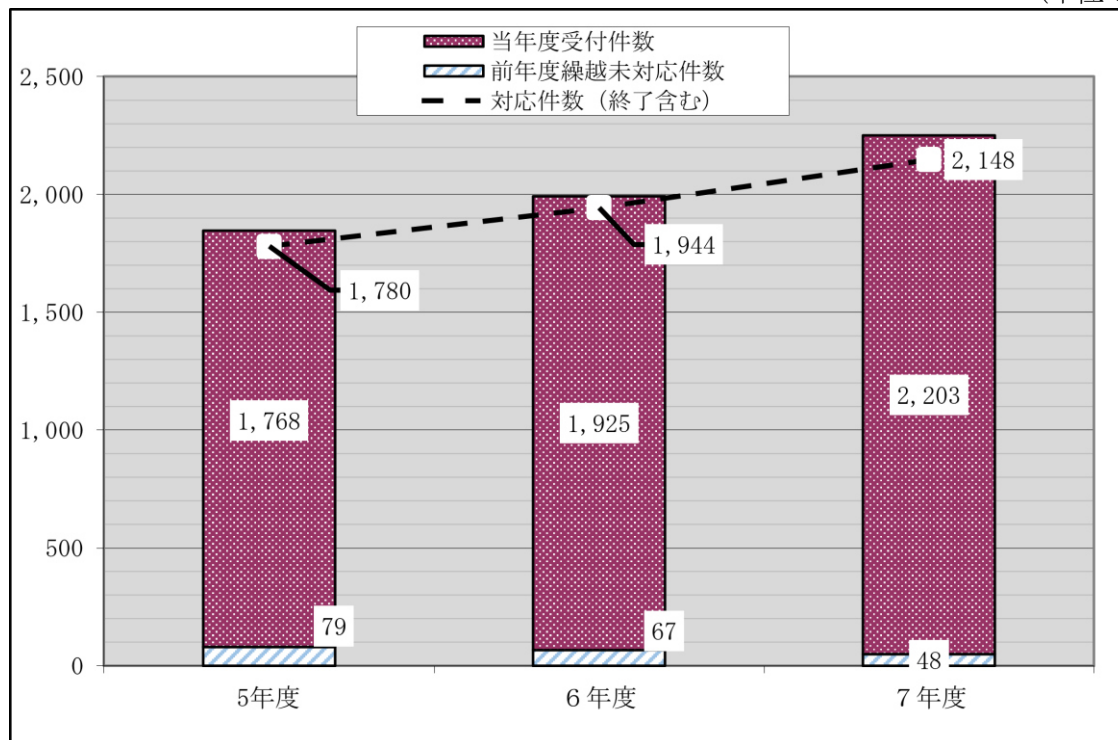
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
児童相談所	1,579	1,650	1,648	1,736	1,863	127
子ども家庭支援センター	1,415	1,568	1,617	1,811	2,058	247
合計	2,994	3,218	3,265	3,547	3,921	374

※不受理となったもの、調査の結果非該当となったものは除く。

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談件数の推移】

子ども家庭支援センターの被虐待児童相談対応状況について、区児童相談所の開設以降、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用におけるリスクアセスメントの共有等を通じて、児童虐待通告の区分けのうち子ども家庭支援センターへ区分けした件数の増加に伴い、新規受理件数が増加傾向にある。

(単位：件)



※虐待非該当となったものを含む。

【参考：児童相談所における虐待相談件数の継続状況の推移】

児童相談所における虐待相談件数（虐待非該当となったものを含む）は、受理件数の増加に伴い、対応終了件数及び次年度への繰越件数も増加傾向となっている。

（単位：件）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
前年度からの繰越件数	470	471	567	595	632
当該年度受理件数	1, 698	1, 771	1, 784	1, 882	2, 024
非該当件数	117	33	155	186	117
対応終了件数	1, 697	1, 675	1, 756	1, 845	1, 924
次年度への繰越件数	471	567	595	632	732
対応中件数	225	233	238	270	289
継続指導	61	88	88	104	99
児童福祉司指導	85	67	68	75	102
措置入所等	79	78	82	91	88
未対応件数	246	334	357	362	443

令和 7 年度末時点の児童福祉司(SV、育成担当などを除く)一人当たりの虐待相談担当件数 33.3 件

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談件数の継続状況の推移】

子ども家庭支援センターにおける虐待相談継続件数（虐待非該当となったものを含む）は、区分け件数の増加に伴い、令和 4 年度以降は継続件数及び繰越件数が増加傾向となっている。

（単位：件）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
次年度への繰越件数	644	807	857	951	1, 413
継続件数	571	728	790	903	1, 310
身体的虐待	161	213	226	280	383
性的虐待	2	1	4	1	2
心理的虐待	300	387	424	459	687
ネグレクト	108	127	136	163	238
未対応件数	73	79	67	48	103
身体的虐待	12	17	15	15	22
性的虐待	0	0	1	26	0
心理的虐待	59	49	39	0	57
ネグレクト	2	13	12	7	24

【参考：児童相談所における虐待通告件数※の状況】

令和7年度に児童相談所に寄せられた虐待通告件数は、2,121件となっている。

(単位：件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
虐待通告件数	1,825	1,878	1,850	1,975	2,121	146
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	333	305	249	319	382	63
区児童虐待通告ダイヤル「0120-52-8343」	403	339	279	257	252	△ 5
警察署からの口頭通告等	581	697	800	793	796	3
その他	508	537	522	606	691	85

※児童相談所に寄せられた児童虐待相談の全件であり、相談として受理しなかったものや、虐待非該当となったものも含んでいる（国が統計において用いている通告件数とは異なる。）。

（２）子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績

①概要

区が児童相談所を設置したことを契機に、地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」を実施している。本運用では、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進することで、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応が徹底され、子どもの安全と生命を確実に守る予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいる。

これらを実現するにあたり、基本的な対応に関する運用の仕組みを下記のとおり構築し、適切に実施している。

【主な取り組み】

ア チームとして顔の見える職員体制の構築

子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、ひとつのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っている。

イ 一貫した初動対応の実施（児童虐待通告窓口の一本化）

世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としている。

これにより、児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施している。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行っている。

ウ リスクアセスメントの共有（共通アセスメントシートの作成）

子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っている。

エ 合同会議、合同研修の実施

世田谷区要保護児童支援地域協議会進行管理部会と同時開催で月 1 回程度「合同会議」を開催し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討等を行っている。

また、子ども家庭支援センターや児童相談所に配属された職員を対象とし、虐待対応の資質向上に向けた研修体系等を一本化し、理念の共有及び支援の質の底上げを図っている。

オ 交換派遣研修の実施

児童相談所と子ども家庭支援センター間において、担当地域ごとに職員の交換派遣を行い、職員の専門性の更なる向上と相互理解の増進を図り、より円滑な連携のもと「一元的な運用」による協働体制を推進している。

【令和 7 年度実績】

参加人数 10 名（児童相談所、子ども家庭支援センター 各 5 名）

派遣日数 1 名あたり 2 日間

②児童相談所と子ども家庭支援センターの区分け件数

令和7年度の児童相談所における児童虐待受理件数2,024件（虐待非該当となったものを含む）のうち、児童相談所に区分けしたものが782件（38.6%）、子ども家庭支援センターに区分けしたものが1,242件（61.4%）となっている。令和3年度以降、子ども家庭支援センターへ区分けした割合が増加している（令和3年度54.3%→令和7年度61.4%）。

（単位：件）

	7年度合計		世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン
児童虐待 受理件数	782	1,242	224	355	101	175	234	293	164	271	59	148
	2,024		579		276		527		435		207	

③合同会議

【令和7年度実績】

（単位：回）

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
回数	12	12	12	12	12	60

④合同研修

【令和7年度実績】

（単位：回）

	実施内容	科目数
新任・横転者 研修	- 子ども家庭支援センターと児童相談所の連携 - 児童虐待の基礎 - 関係機関との連携 - 社会的養護の概要を知る 等	30
専門研修	- 発達障害の子どもと親への対応 - 小児期の逆境体験とポジティブな体験 - 高年齢児の子どもへの対応 等	5

4 調査・診断・一時保護状況等

(1) 児童福祉司の活動状況

児童福祉司は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、主に児童虐待や非行など家族の抱える課題の解決に向け、支援が必要な子ども、保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視したきめ細やかな支援を通して家族再統合を目指し活動している。

また、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用により、子ども家庭支援センターとの調整も頻繁に行っている。区がこれまで培ってきた地域との顔の見える関係を活かし、関係機関との調整についても密に行うことができている。

(2) 親子支援の取組み

不適切な養育や親子関係の不調等で分離したケースなどに対する親子の再統合に関わる指導・支援が円滑に進められるよう、早期の家庭復帰や再発防止の実現に向け、ケース担当者を親子支援チームがバックアップしながら、家族支援体制の充実を図っている。

①親子支援チームの業務

親子支援チームは、地域の担当とは別に、支援調整担当に配置した専任の児童福祉司、児童心理司で構成され、ケース担当者と協働している。サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ[※]等の手法を取り入れながら、家族の再統合、親子関係の再構築に向けたプログラムの作成や支援方法について検討するなど、家庭復帰の支援を行っている。

※サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ

家族の強みに焦点をあてることで、家族が主体となり、児童相談所と家族が協働して安全プランを考え、家族再統合や親子関係の再構築等を目指すためのソーシャルワーク。

②家族再統合等支援のためのモニタリング

乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、里親（養子縁組は除く）、福祉型・医療型障害児入所施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に措置されている子どもとその家族について、家族の再統合・親子関係の再構築の可能性やその家族への支援の課題や具体的な取組み等を明らかにすることで、家族機能の回復に向けた支援が促進されるよう、ケース担当者にヒアリングを行う。家族再統合が困難な場合は、ヒアリングの場で、乳児院から養育家庭への措置変更を検討するなど、自立支援に向けた取組みについて確認している。

(3) 児童心理司の活動状況

児童心理司は、子どもや保護者等の相談に応じ、面接・心理検査・行動観察等を用いて心理診断を行っている。心理診断で得られた知見は児童相談所としての援助方針を決定する際に用いられる。児童心理司は決定された援助方針に従い、必要に応じて子どもや保護者等に心理ケアや助言等を行っている。心理診断と心理ケアは、子どもと保護者が問題に向き合い解決を目指すことができるように支援していくものであり、児童心理司業務の中核をなすものである。また、障害相談のうち愛の手帳発行に関わる判定業務は大きな割合を占めている。

①心理診断

心理診断は、援助の方針・内容を定めるために子どもとの面接や行動観察、心理検査に加え、保護者との面接等の結果等を総合して行うものである。効果的な支援を行うためには的確なアセスメントが重要である。

②心理ケア

心理ケアは、心理診断に基づいて様々な技法を用いた個別カウンセリングによる継続的支援を行い、子どもの心理的課題や親子関係の改善を図ることである。その方法は、原則として子どもや保護者を定期的に児童相談所へ通所させ、継続的な面接等を行うものである。ケースの状況に応じた方法で定期的な心理面接を実施している。施設措置ケースにおいても施設心理士と連携を図り、児童相談所への通所もしくは施設訪問により同様のケアを行っている。加えて効果が期待できると思われるケースには、P C I T（親子相互交流療法）、親子グループ、メンタルフレンドの活用、東京都児童相談センター治療指導事業等も適宜活用した継続的支援を行っている。

ア P C I T（親子相互交流療法）

虐待によるトラウマや落ち着きのなさ等の行動がある幼児期の子どもと、育児に悩む養育者の両者に対し、親子の相互交流を深め、親子関係改善に向けて働きかけるために行っている。

【年度別実績】

(単位：件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
件数	6	7	5	2	1
在宅指導 ケース	5	4	2	1	1
施設措置 ケース	1	1	1	1	0
里親委託 ケース	0	2	2	0	0

イ 心理通所グループ

適切な親子関係の構築に向けて、概ね小学生年齢の在宅指導ケース及び施設措置ケース、里親委託ケースを対象に養育者には子育てスキルの向上、子どもには感情統制のスキルの獲得を目的に、グループ活動による援助を行っている。

実施年度ごとに、テーマを設定するなどの工夫をした運営を行っている。

(実施例)

- ・ 集団場면을苦手とする児童を対象とし、グループ活動を通して小集団場面で他者を意識しながら自分自身の言動を調整することや活動を楽しむ体験を目指す。
- ・ 保護者を対象にピアグループの場を提供し、日々の子育ての苦労や悩みを安全に言語化できる場とする。

【年度別実績】

親子グループ

(単位：件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
親子グループ	6	3	2	3	5
在宅指導 ケース	3	2	2	2	4
施設措置 ケース	3	0	0	1	1
里親委託 ケース	0	1	0	0	0
回数等	1クール 全4回	1クール 全7回	1クール 全3回	2クール 全8回	2クール 全8回

<活動の具体例>

前半：親グループはCARE※¹プログラム、子グループはセカンドステップ※²を実施。

後半：レクリエーション等を通して、親子活動でそれぞれの学びを実践。

※¹ CARE：子どもとよりよい関係を築くための養育スキルを体験的に学ぶプログラム。

※² セカンドステップ：子どものセルフコントロールと社会的な感情的能力を発達させるためのプログラム。

ウ メンタルフレンドによる支援

不登校や引きこもり等様々な社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな子どもに、お兄さんまたはお姉さんの世代にあたるボランティアをメンタルフレンドとして関わってもらい、子どもとの話や遊び、お菓子作り、工作等を通して子どもの自主性や社会性を高めるための援助を行っている。

【令和7年度実績】

0件（在宅指導ケース） 延べ0回

③愛の手帳判定に関する業務

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18歳未満の子どもに対して愛の手帳の申請受付と判定業務を行っている。なお、愛の手帳についての医学診断は、非常勤医師が行っている。

※区児童相談所が児童の判定を行い、当該結果について東京都への進達を行っている。

【年度別実績】

(単位：件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
心理判定数	220	239	265	250	278	28
医学診断数	211	224	245	239	259	20
手帳交付数	183	201	231	208	241	33

④東京都児童相談センター治療指導事業等の活用

区児童相談所は、開設に伴い東京都児童相談センターの持つ事業のうち、東京都全域を対象とする「治療指導事業」及び「家族再統合のための援助事業」について協定書を締結し、援助のひとつとして活用している。

「治療指導事業」は、家庭、学校、児童養護施設等において様々な不適応行動を示す子どもについて、子どもの心身の健全な成長発達を援助する事業である。

「家族再統合のための援助事業」は、被虐待を理由に児童養護施設等に入所中または養育家庭に委託中の子ども及びその保護者等に、家族再統合を図ることに加え、子どもと家族等との関係性の改善、子どもへの虐待の再発防止を目指してグループ心理療法等のプログラムを実施している事業である。

なお、区児童相談所では、上記のような対象者は「親子グループ」による援助を行ったため、当該事業への参加実績はない。

【令和7年度実績】

治療指導事業 3件(在宅指導ケース1件、施設措置ケース2件)

家族再統合のための援助事業 0件

⑤一時保護所心理グループ活動

子どもの衝動的・攻撃的行動をやわらげ、社会への適応力を高めることを目的にプログラム化されたセカンドステップを用い、表情の読み取りと気持ちの表現の練習を通し、適切な人間関係の構築を目指すことを目的に小学生グループを実施した。

【令和7年度実績】

活動内容：セカンドステッププログラムを活用したグループワーク

実施回数：22回（令和7年6月～令和8年3月までの期間で概ね週1回）

参加児童：延べ55人（実参加児童 37人）

(4) 保健師の活動状況

保健師は、保健、医療、育児に関する専門性を活かし、児童の健康及び心身の発育・発達に関するアセスメントや保健相談及び指導の実施、保護者の医療面や児童虐待に関するリスクアセスメントに基づく必要な保健、医療、育児面の相談支援のほか、医療機関、保健機関（地域母子保健、精神保健等）福祉機関との連絡・調整、子ども虐待防止対策、地域支援体制充実のための地域関係機関との連携業務などを行っている。

【個別援助活動状況】

(単位：延べ人数)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	感染症	精神 保健 福祉	依存症	児童・ 思春期	心の 健康 づくり	一般 精神	※ その他	心身 障害	長期 療養児	成人 疾患	その他 の疾患 (難病 含む)	妊産婦	乳児	幼児	その他 (小学生 以上)	(再掲) 虐待	増減
家庭訪問	365	445	528	474	509	0	317	0	153	105	18	41	0	0	0	0	0	127	65	0	255	35
面接相談	68	78	129	77	100	0	66	1	33	14	7	11	0	0	0	0	5	14	15	0	47	23
電話相談	13	14	11	7	7	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
その他 文書等の相談	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別に関 わる関係 機関連絡 及び連携	1,195	1,590	1,667	1,709	1,967	0	927	17	519	122	125	144	2	0	0	0	135	552	330	21	1,257	258
保健関係	396	560	575	764	865	0	256	13	48	93	48	54	1	0	0	0	92	272	241	3	427	101
医療関係	540	689	666	587	659	0	463	3	335	13	40	72	0	0	0	0	32	112	38	14	453	72
福祉関係	240	326	366	342	429	0	195	1	126	15	36	17	0	0	0	0	11	168	51	4	365	87
その他	19	15	60	16	14	0	13	0	10	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	12	-2

※ その他には「うつ・うつ状態」「摂食障害」「てんかん」が含まれている。

「令和7年度保健師業務年報（東京都保健医療局）」より再編

令和7年度は、家庭訪問509件、面接100件と令和6年度より増加した。過年度と比較すると対応件数は増加し、対象種別の傾向は前年同様であった。家庭訪問の対象種別としては、精神保健福祉の児童・思春期が最も多く153件、次いで乳児が127件であった。関係機関連絡（保健・医療・福祉）では1,967件と件数は増加した。「保健関係」が最も多く、地域保健への丁寧な繋ぎや連携が必要なケース（保護者の精神保健や妊産婦・乳児での連携）が多いことによる。これは令和6年度より子ども家庭センターに統括支援員が新たに設置され連携がより密になったことが影響していると考えられる。「医療関係」では精神保健福祉の児童・思春期が最も多く、児童の精神不調による精神科受診や入院調整、婦人科受診等の連絡を行った。また、妊産婦・乳児における医療機関との連携も増えている傾向がある。「福祉関係」は、特に乳児が増えており、生活の場である乳児院や一時保護所等での日々の病状の聞き取りや医療情報のフィードバックを行った。

※家庭訪問には、一時保護所や乳児院、同居人届出家庭（児童福祉法第30条）、医療機関、児童養護施設等への訪問も含まれる。

①医療機関との連携

令和2年度より子どもの虐待防止対策、地域支援体制充実のため区内の二次救急医療機関^{※1}と、近隣区・市の医療機関の巡回を実施し、区児童相談所開設の周知と各医

療機関の子どもの虐待対応院内組織（CPT※²）の設置状況有無の確認を行い、虐待が疑われる児童を把握した際の院内体制の確認と課題の共有を行ってきた。

令和7年度は、個別ケース対応を通じた連携に加え、研修、学会等から医療機関と顔の見える関係をつくり、連携強化を図っている。また、多摩あおば病院、東京医科大学病院で開催された地域連携会議や東京都主催の院内虐待対策委員会（CAPS）設置病院連絡会や医療機関ネットワーク会議に出席した。

国立成育医療研究センターやチャイルドファーストジャパン（CFJ）にて身体的虐待や性被害等が疑われる児童について系統的全身診察※³を実施した。

【令和7年度系統的全身診察実績】

性被害等6件 身体外傷等13件

※1 二次救急医療機関：入院治療及び専門外来医療を提供する医療機関

※2 CPT：Child Protection Team（医療機関によってCAPSやSCANなど、様々な呼称がある。）

※3 系統的全身診察：性的虐待を受けた児童又は強く疑われる児童の診察で、虐待被害児診察技術研修を受講した医師により行われる。

②セカンドオピニオン

児童虐待が疑われる傷病等のある援助困難ケースについて、医学的知見を得ることにより、児童相談所における虐待の評価や迅速かつ適切な相談援助業務の実施を図るため、東京都児童相談所協力医師制度等を利用しセカンドオピニオン等を実施した。

【令和7年度実績】

4件（頭部外傷3件、性被害等1件）

③子ども家庭支援課兼務保健師との連携

令和元年度より子ども家庭支援センターに健康づくり課との兼務保健師を配置し、母子保健との連携の強化を図っている。「健康づくり課統括支援員保健師連絡会」に児童相談所保健師も出席し子ども家庭支援課兼務保健師と課題の共有・役割の理解を深めた。

【令和7年度実績】

健康づくり課統括支援員保健師連絡会 全8回中4回参加

④一時保護所看護師との連携

毎月1回の児童相談所の医療職担当者会（医師、一時保護所看護師及び担当係長、児童相談所保健師）において、情報交換や保健・医療面の課題（入所児童の健康診断等）を共有し対応策を検討した。また、医療職としての質を高めるため研修等の共有も行った。

【令和7年度実績】

医療職担当者会 11回実施

(5) 医師の活動状況

児童相談所の医学診察は非常勤医師及び業務委託により実施し、一時保護児童の健康診断、子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等を行っている。また、親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等についての必要性が判断された場合は、通院による医学評価業務を行っている。

①児童相談所または一時保護所での勤務体制

4名の医師が月に20日程度（一日当たり4時間～8時間）、児童相談所または一時保護所において医学的業務を実施している。

②主な業務内容

ア 児童相談所または一時保護所で実施する医学的評価

- ・子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等
- ・援助方針会議、個別カンファレンス等での事案にかかる児童相談所職員等への医学的助言
- ・一時保護所へ入所する子どもの健康診断及び入所している子どもの健康チェック

イ 通院により実施する医学的評価

- ・親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等

【年度別実績】

(単位：件)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
医学診断	48	56	62	68	79	11
通院による 医学評価業務	8	4	13	15	38	23

(6) 弁護士の活動状況

①弁護士相談の勤務体制

2名の弁護士に業務委託をしており、1名につき、原則月に4日（一日当たり4時間）、児童相談所において相談業務を実施している。また、弁護士が児童相談所に出勤していない日の法的助言・指導を求める場合は、電話等を用いている。

②業務内容

- ・児童相談所業務に関して、法的な専門的見地から児童相談所職員への助言、指導に関すること及び対外的な対応に関すること。
- ・措置や一時保護されている子どもへの支援等に関する法的助言。
- ・児童相談所職員の法的対応力向上のための研修の実施。

③相談の実際

相談内容としては、「非親権者への対応」「一時保護中の児童と保護者との面会の持ち方」「医療ネグレクトケースの対応」「家庭裁判所への回答」「審査請求への対応」等、多岐に渡っている。また、月1回程度、援助方針会議に出席し、主には一時保護児童や保護者の養育状況等を把握したうえで、法的対応が必要となるケース等について助言を受けている。困難ケースにおいては、丁寧かつ専門的な対応を継続的に行うことも多く、出勤日以外での電話等による相談・助言が増加している。

児童相談所職員への助言以外では、必要に応じて保護者面接に同席し、法的見地から保護者に対する説明を行っている。

児童福祉法（以下、「法」という。）第28条の、保護者が同意しない措置の申立てや親権喪失または停止の審判、法第33条第14項の、引き続いての一時保護の承認の申立てやこれらに関する審問期日及び口頭弁論出廷、審判にかかる抗告等に対する資料作成等に関する業務については、別途代理人契約し委任している。

【年度別実績】

（単位：件）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	増減
弁護士相談	184	295	199	279	291	12
所内相談	150	153	150	179	122	△ 57
電話相談	34	142	49	100	169	69
法第28条 ^{※1} 申立	6	1	6	3	8	5
新規申立	3	1	1	3	4	1
更新申立	3	0	5	0	4	4
法第33条 ^{※2} 申立	2	2	2	4	4	0
親権喪失・停止・管理権喪失申立	0	0	1	0	0	0
未成年後見人選任申立	0	0	1	0	0	0

※1 児童福祉法第28条…保護者が児童を虐待するなど児童の福祉を害する場合において、児童を児童福祉施設に入所させるなどの措置をとる際に保護者が同意しない場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

※2 児童福祉法第33条第14項…一時保護の期間が2か月を超え、かつ親権者の意思に反して一時保護を継続する場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

(7) 区の一時保護の状況

①一時保護の件数等

令和7年度における区の児童の一時保護は、178人となり、令和6年度に比べ、著しく増加している。

【区の子童の一時保護の件数】

(単位：人)

	3年度	4年度	5年度	6年度	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	計
新規保護児童数	123	155	154	157	13	7	21	20	14	25	16	12	16	11	11	12	178
保護解除児童数	127	145	148	166	11	5	13	17	22	13	13	18	23	15	10	17	177
月末時点の保護児童数(前月増減)	21	31	37	28	30(+2)	32(+2)	40(+8)	43(+3)	35(-8)	47(+12)	50(+3)	44(-6)	37(-7)	33(-4)	34(+1)	29(-5)	-

【区の子童の一時保護の方法】

(単位：人)

	児童数
新規保護（令和7年度計）	178
うち区の一時保護所での保護	158
その他	20

【区の子童の一時保護の理由】

(単位：人)

	児童数※
被虐待	122
養育困難	37
非行	10
その他	9
合計	178

※令和7年度中に新規保護（保護先の変更は含まない。保護解除後の再保護は含む。）した区の子童の内訳を計上している（保護時点における保護の方法・理由について計上している）。

【参考：区の一時保護所の入所状況※】

(単位：人)

	区の子童	男児	女児	他自治体の児童	男児	女児	合計
幼児	9	3	6	3	2	1	12
小学生	67	36	31	0	0	0	67
中学生	58	37	21	5	4	1	63
高校生以上	24	11	13	6	2	4	30
合計	158	87	71	14	8	6	172

※令和7年度中の保護人数を計上

②一時保護委託の児童数

令和7年度における一時保護委託児童数は20人となっている。

【乳幼児・学齢児別一時保護委託の件数】

(単位：人)

	令和7年度 一時保護委託 児童合計	他自治体 一時保護所※	乳児院	里親 ファミリーホーム	医療機関	その他施設 (児童養護施設等)
乳幼児	10	0	4	2	4	0
小学生	5	2	0	2	1	0
中学生	3	0	0	0	3	0
高校生以上	2	0	0	1	0	1
合計	20	2	4	5	8	1

※東京都と児童相談所を開設した特別区間において協定を締結し、保護児童の定員を超過した場合や居住地と離れて保護する必要がある場合、一時保護所内で感染症が発生した場合等に、必要に応じて自治体間の一時保護所を相互利用できることとしている。

【参考：一時保護委託の延べ回数※】

(単位：延べ回数)

	令和7年度 一時保護委託 回数	他自治体 一時保護所	乳児院	里親 ファミリーホーム	医療機関	その他施設 (児童養護施設等)
乳幼児	23	0	6	11	6	0
小学生	19	3	0	8	3	5
中学生	27	0	0	15	8	4
高校生以上	10	0	0	5	2	3
合計	79	3	6	39	19	12

※令和7年度に一時保護委託を依頼した延べ回数(一時保護先変更分も含む。)

③一時保護時の司法審査

令和7年6月より、一時保護の開始に際し、一定の場合には裁判官の審査を経なければならないこととする「一時保護時の司法審査」の仕組みが導入された。

児童相談所長等が一時保護を行うときは、以下の場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内(この期間は、初日を含む。)又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならない。

- ・当該一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合
- ・当該児童に親権者等がない場合
- ・当該一時保護を開始した日から起算して7日以内(初日を含む。)に解除した場合

【令和7年度実績】

一時保護状発付件数 18件

5 社会的養護の状況

社会的養護とは、親の死亡や虐待または児童の心身状況から家庭での養育が困難になったなど、保護者・児童の一方または双方の理由により、家庭による養育ではなく、施設や里親により養育を行うことである。

(1) 社会的養護のもとで育つ児童数

令和8年3月31日現在、施設や里親等へ入所措置・養育委託されている区の児童は132人となっている。

【施設種別ごとの措置状況※内訳（障害児入所施設の契約含む）】

※3月31日現在の児童数は、同日付で退所した児童を含めない。

(単位：人)

		令和7年 3月31日現在	令和7年度 新規入所者数	令和7年度 退所者数	令和8年 3月31日現在	措置延長	
						令和7年度 新規延長数	令和8年 3月31日時点
児童養護施設※ ¹		72	20	14	78	9	4
乳児院※ ²		7	3	7	3	0	0
里親		25	2	3	24	3	3
ファミリーホーム※ ³		3	1	2	2	1	1
児童自立支援施設※ ⁴		5	2	5	2	0	0
児童自立生活 援助事業所※ ⁵	I型	6	1	4	3	4	2
	II型	2	2	2	2	2	1
	III型	0	0	0	0	0	0
障害児 入所施設※ ⁶	契約入所	8	1	1	8	0	0
	措置入所	6	2	0	8	0	0
児童心理治療施設※ ⁷		1	1	0	2	0	0
合計		135	35	38	132	19	11

※1 児童養護施設：保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、乳児を含む。以下同じ）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

※2 乳児院：おおむね2歳未満で保護者のいない乳幼児及び保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児を養育する施設。

※3 ファミリーホーム：小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、5人または6人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する事業。

※4 児童自立支援施設：不良行為を行い、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る児童福祉施設。

※5 児童自立生活援助事業所：義務教育を終了した者であって、児童養護施設等を退所した者又はその他の都道府県知事等が必要と認めたものに対し、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する「児童自立生活援助事業」を行う施設。I型＝自立援助ホーム、II型＝児童養護施設等、III型＝里親宅・ファミリーホームで行うもの。

※6 障害児入所施設：心身に障害のある18歳未満の児童を対象とし、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与や治療を行う施設。

※7 児童心理治療施設：心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設。

【退所者内訳】

(単位：人)

	相談種類						
	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	被虐待	その他					
家庭復帰	14	3	0	0	0	0	17
社会的自立※ ¹	5	1	0	2	0	0	8
その他※ ²	6	4	1	2	0	0	13
合計	25	8	1	4	0	0	38

※¹ 社会的自立：進学、就職など（家庭に戻らず、親族とも生活をともにしないが社会的に自立できた場合）

※² その他：措置変更、移管、縁組成立など

（２）里親等の状況

①里親制度

里親制度は、児童福祉法に基づく制度で、親の離婚や疾病等の事情により家庭で生活できない児童や、親による虐待等により家庭で生活することが望ましくない児童を家庭に代わって公的に養育する社会的養護のひとつである。里親には以下の４種類の里親がある。

種別	内容
養育家庭	養子縁組を目的とせずに、様々な事情で実家庭を離れて暮らす子どもを一定期間養育する里親。
専門養育家庭	専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する里親。
親族里親	両親が様々な事情で養育できない場合、その子どもの扶養義務者である親族が里親となり、養育すること。
養子縁組里親	養子縁組を目的とする里親。養子縁組が成立するまでの期間、里親として子どもを養育すること。

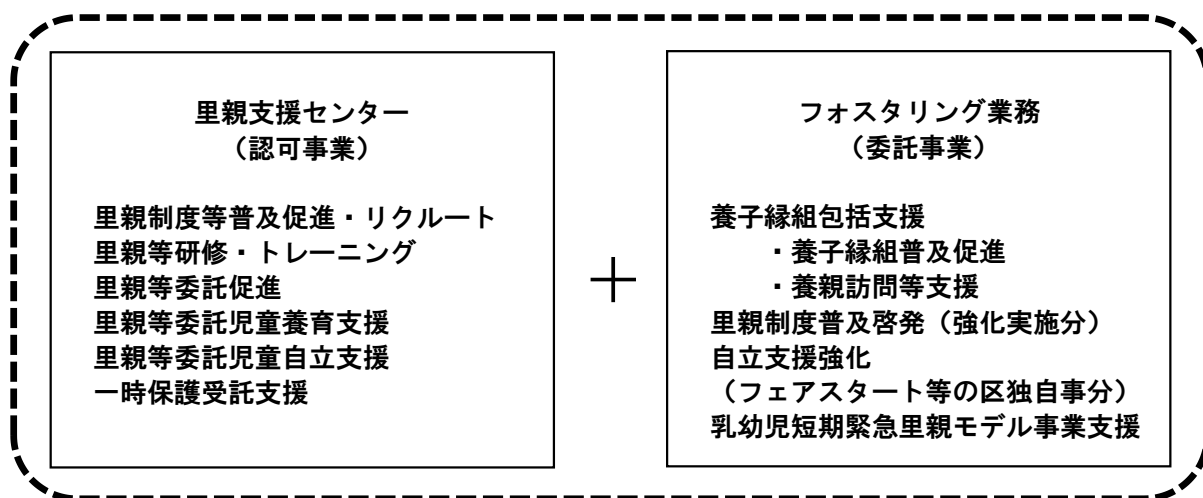
また、養育家庭等で一定経験のある方が、事業届出のうえ、養育者の住居で５人または６人の子どもを養育するファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）がある。

②区における里親支援事業（フォスタリング業務）の体制

令和２年４月の世田谷区児童相談所開設と同時に、フォスタリング業務の一部を民間事業者へ委託し、令和３年度に児童福祉審議会で行った「新たなフォスタリング業務委託のあり方」についての検討結果を踏まえ、令和５年度・令和６年度はフォスタリング業務を包括的に委託し、里親支援のさらなる充実を図った。

令和４年の児童福祉法の改正（令和６年４月１日施行）により「里親支援センター」が、新たに児童福祉施設として位置付けられたことを受け、令和７年４月１日に（社会福祉法人）東京育成園 里親支援センターともがき（以下、「里親支援センターともがき」）を認可し、事業を開始した。

区と東京育成園は協定を締結し、里親支援センターともがきが認可事業を行うとともに、里親支援センター事業に含まれない事業や区が独自に実施する事業については、区からの委託を受けてフォostリング業務を行う体制を構築した。



③（参考）里親支援センター業務（認可事業）取り組み状況

ア 普及促進・リクルート業務

イベント等	概要	開催日	場所
里親カフェ	里親に関心のある方を対象として、座談会を開催。	5月24日 8月30日 1月17日	スターバックス玉川高島屋 S・C店 Work and Play SOSHIGAYA COS下北沢
「里親子フレンドリーシティへ。」の地域のイベントでの普及啓発	せたがやふるさと区民まつりの会場にブースを設置。	8月2日 ～ 8月3日	馬事公苑
	松陰神社参道商店街秋まつりの会場に里親のブースを設置。	10月26日	松陰神社前駅周辺
	梅まつりの会場にブースを設置。	2月22日 ～ 2月23日	羽根木公園
里親家庭の子どものきもち、大人の気持ち展	パネル展示、映画上映会などを実施。	10月15日 ～ 10月19日	BONUS TRACK
里親制度説明会	里親に関心のある方がより気軽に参加できるよう、オンライン形式で開催。	4月26日 6月28日 9月11日 10月18日 11月29日 12月17日 2月23日	オンライン

イ 研修・トレーニング業務

登録前研修	座学	9家庭 (18人)
	実習 1 日目	9家庭 (16人)
	実習 2 日目	9家庭 (16人)
登録後研修 (実習なし)		7家庭 (14人)
受託後研修 (実習なし)		4家庭 (4人)
登録更新研修	座学	2家庭 (4人)
	施設見学	1家庭 (2人)
乳児委託研修	座学	9家庭 (18人)
	演習	8家庭 (16人)
専門養育家庭更新時研修		2家庭 (1人)
フォローアップ研修		22家庭 (35人)
オレンジプログラム※		8家庭 (13人)
トレーニング	実施	4家庭 (6人)

※オレンジプログラム

親子関係を良くし、子育てのストレスを軽減させることを目的とした、子どもへの「言葉かけ」や「行動への対処の仕方」をデモンストレーションやロールプレイ等で体験的に学ぶプログラム。

④ フォスタリング業務（区委託事業）取り組み状況

委託先：（福）東京育成園 里親支援センターともがき

ア 養子縁組包括支援事業

養子縁組制度普及のため、本制度の広報活動を行い、養子縁組によって養親となる者（以下「養親」という。）の確保を図る。また、養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、子どもの養育に関する支援を行う。

相談・調整（夜間休日除く）	21件
夜間休日の相談・調整	15件
関係機関への連絡調整	35件
養子縁組サロンの参加者	59名

イ 自立支援強化事業

個別対応が必要な児童に対し、再進学又は就労支援、編入や転学可能な学校等の情報を収集し、里親家庭への提供支援を行うとともに、就職先や解除後の生活施設等についての相談援助を行う。あわせて、自立により委託措置解除となった児童に関する相談援助（アフターケア）や、関係機関との連携等を行う。

面接	1件
訪問	12件
電話対応等	136件

⑤育児家事援助者派遣事業

事業内容：育児家事援助者の派遣による養育援助や家事などの生活援助を行うことにより、里親養育の安定を図る。

委 託 先：N P O 法人 バディチーム

【令和7年度実績】

派遣回数 54回 派遣時間 144時間

⑥その他の里親支援にかかる取組み状況

ア 里親支援専門相談員

福音寮、東京育成園、カリタスの園つぼみの寮にそれぞれ配置されている里親支援専門相談員が、新規委託フォローアップ訪問、定期巡回訪問を実施し、里親子の状況に応じて、養育に関する助言等を行っている。また、乳児院及び児童養護施設に入所している児童が里親委託となる際は、長期外泊前のカンファレンスから参加し、支援にあたっている。

【令和7年度実績】

新規委託フォローアップ訪問 15回 定期巡回訪問 18回

イ 地域と連携した取組み

里親が地域の関係機関とつながり、適切な支援を受けることで、里子の健やかな成長を目指すこと、また、地域の関係機関が里親制度や地域で生活する里親子について理解を深める機会とすることを目的とした里親応援ミーティングを実施している。令和7年度は5回開催した。委託前後のタイミングで里親子と関係機関が顔の見える関係を作り、その後の連携のとりやすさに繋がっている。

また、地域の子育て支援者や、大学などへの制度説明等のほか、おでかけひろばや保育園などでの里親トレーニングの実施、地域子育て支援コーディネーターと里親の交流、緊急保育による受入れなど、様々な形で地域の関係機関等との連携による里親子の支援に取り組んでいる。

(3) 養育家庭の登録数及び委託児童数

令和8年3月31日現在の区内の養育家庭の登録数は66家庭となっている。

委託児童数は25人となっており、うち区の委託児童数は17人となっている。

種別		令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
養育家庭	登録里親数	66家庭	66家庭	66家庭
	委託児童数（区）	17人	18人	17人
	委託児童数（区外）	11人	10人	8人
専門養育家庭	登録里親数	2家庭	2家庭	4家庭
	委託児童数（区）	0人	0人	0人
	委託児童数（区外）	1人	1人	1人

(4) 里親の新規受託児童数

令和7年度中に、区内里親が新たに受託した児童数は5人となっており、うち区の委託児童数は2人となっている。

(単位：人)

	5年度	6年度	7年度
養育委託	11 (区の児童9)	7 (区の児童6)	5 (区の児童2)
養育家庭	10 (区の児童9)	6 (区の児童6)	2 (区の児童2)
養子縁組里親	1 (区の児童0)	1 (区の児童0)	3 (区の児童0)
一時保護委託	33 (区の児童28)	35 (区の児童35)	40 (区の児童39)

※令和7年度に区外に登録されている養育家庭へ委託された区の児童数は0人。

(5) 乳幼児短期緊急里親（モデル事業）

愛着形成において重要な時期である3歳未満の乳幼児について、児童福祉法に規定する一時保護の委託を行う際に、家庭と同様の環境で保護することで、児童及びその家庭の福祉の向上に資することを目的とし、乳幼児短期緊急里親が常時待機して一時保護が必要な乳幼児を緊急で受け入れできるようにする乳幼児短期緊急里親モデル事業を令和7年9月1日に開始した。モデル事業では、対象児童は生後4か月から未就学児童とした。

【令和7年度実績】

里親数 2家庭 委託児童数 2件

(6) ファミリーホーム設置数及び委託児童数

令和8年3月31日現在、区内にはファミリーホームが2ホーム設置されており、養育家庭移行型ファミリーホームが1ホーム、法人型ファミリーホームが1ホームとなっている。

委託児童数は8人で、うち区の委託児童数は2人となっている。

	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
設置数	2ホーム (区の児童0人)	2ホーム (区の児童2人)	2ホーム (区の児童2人)
養育家庭移行型 ファミリーホーム	1ホーム (区の児童0人)	1ホーム (区の児童1人)	1ホーム (区の児童1人)
法人型 ファミリーホーム	1ホーム (区の児童0人)	1ホーム (区の児童1人)	1ホーム (区の児童1人)

(7) 里親等委託率の現状

令和8年3月31日現在、区における里親等委託率は24.3%となっている。
個別ケアを必要とする児童が多い傾向にあり、専門的な支援を行える児童養護施設への入所が増えたことにより、里親等委託率は低下している。

(単位：%)

	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
里親等委託率	29.2	26.2	24.3

<里親等委託率の算出方法>

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【A】
児童養護施設入所児童数+乳児院入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【B】 = 里親等委託率

<算出式>

$$\frac{24人+2人}{78人+3人+24人+2人} = \frac{26人【A】}{107人【B】} = 24.3\%$$

養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童（**107人【B】**）の内訳

	児童数 (カッコ内の数字は区内の養育家庭や施設等に委託・措置されている児童の内数)	
児童養護施設	78人	(18人)
乳児院	3人	(0人)
養育家庭等	24人	(17人)
ファミリーホーム	2人	(2人)
合計	107人【B】	(37人)

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数
26人【A】

【参考：全国・東京都における里親等委託率】

(単位：%)

	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
東京都	17.2	17.5	17.8
全国平均	24.3	25.1	26.3

(出典：「東京都社会的養育推進計画」、「東京都児童福祉審議会第6回専門部会 参考資料4 里親等委託関係統計」、「厚生労働省里親制度（資料集）」、こども家庭庁ホームページ「社会的養育の推進に向けて」より抜粋)

(8) 養子縁組里親の登録と特別養子縁組^{※1}の現状

令和8年3月31日現在、区児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭は、41家庭となっている。

(単位：家庭)

	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日
養子縁組里親登録数	41	41	41

令和7年度における特別養子縁組の成立数のうち、区児童相談所が関与した区の児童の特別養子縁組の成立数^{※2}は0件となっている。

【令和7年度の特別養子縁組成立数】 (単位：人)

	区の児童	区外の児童
区内の養子縁組里親	0	1
区外の養子縁組里親	0	

※1 特別養子縁組制度の概要

- ・子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。
- ・「特別養子縁組」は、養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件（実親の同意・養親の年齢・養子の年齢・半年間の監護）を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立する。

※2 特別養子縁組の区児童相談所の関与

- ・特別養子縁組を仲介する機関は、行政機関である児童相談所のほか、民間のあっせん機関（医療機関を含む）がある。
- ・区が把握する特別養子縁組の成立件数は、区児童相談所が仲介し、縁組が成立した件数となる。児童相談所は、ネウボラ・チームによる「妊娠期面接」等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、東京都と連携した早期の特別養子縁組成立に取り組んでいる。

【参考：東京都による新生児委託推進事業の概要（平成29年7月より実施）】

- ・家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する（子どもの乳児院入所と同時期から里親との交流の開始など）。
- ・都道府県等の許可を受け活動している民間の事業者は、全国に22団体（令和8年4月1日現在）あり、生みの親と暮らせない子どもと育ての親になりたい夫婦をマッチングし、様々なサポートを行っている。

(9) 児童養護施設の状況

①児童養護施設の入所児童数

令和8年3月31日現在、区内にある児童養護施設^{※1}の入所児童数は、本体施設38人、グループホーム^{※2}54人、合計で92人となっている。

※1 区内にある児童養護施設の令和8年3月31日現在の定員数：112人（本体施設2施設、グループホーム14施設）

※2 グループホーム：本体施設から独立した家屋において、要保護児童を少人数で養育する形態。

（単位：人）

	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
入所児童数	100（うち区の児童14）	104（うち区の児童20）	92（うち区の児童18）
本体施設	48（うち区の児童12）	51（うち区の児童13）	38（うち区の児童10）
グループホーム	52（うち区の児童2）	53（うち区の児童7）	54（うち区の児童8）

②児童養護施設の小規模かつ地域分散化の状況

児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化[※]の推進に取り組んでいる。

※小規模かつ地域分散化：本体施設の養育単位（ユニット）を小さくし、小規模グループケアとするとともに、地域のグループホームを増やしていくこと。

【区内児童養護施設における小規模かつ地域分散化の状況】

		令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	令和8年3月31日 時点
本体施設 (ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット
	4～5人定員	-	-	-
	定員数	49人	48人	48人
グループ ホーム	6人以上定員	5か所	5か所	2か所
	4～5人定員	8か所	8か所	12か所
	定員数	63人	64人	64人
合計定員数		112人	112人	112人

【参考：個別的ケアが必要な児童の入所状況】

区内にある児童養護施設に入所している児童99人（令和8年3月1日時点）のうち、個別的ケアが必要な児童[※]の人数は80人となっており、その割合は80.8%となっている。

※個別的なケアが必要な児童：反社会的行為、非社会的行為を行う児童や、精神・発達的な問題、情緒的な問題、健康上の問題がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童。

6 進路状況

令和8年3月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は100%となっている。また、令和8年3月における区の児童の大学等進学率は、87.5%となっている。

【中学校卒業児童】※3月中退所児童含む

	令和8年3月 中学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	11人	11人	100.0%	0人	0.0%	11人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
児童自立支援施設	2人	2人	100.0%	0人	0.0%	2人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
里親・ファミリーホーム	2人	2人	100.0%	0人	0.0%	2人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
全体	15人	15人	100.0%	0人	0.0%	15人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%

【高等学校卒業児童】※3月中退所児童含む

	令和8年3月 高等学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	12人	7人	58.3%	3人	25.0%	10人	83.3%	2人	16.7%	0人	0.0%
児童自立支援施設	0人	0人	-	0人	-	0人	-	0人	-	0人	-
里親・ファミリーホーム	4人	3人	75.0%	1人	25.0%	4人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
全体	16人	10人	62.5%	4人	25.0%	14人	87.5%	2人	12.5%	0人	0.0%

7 児童養護施設退所者等支援の概要

(1) 事業概要

児童相談所、区内児童養護施設等と連携しながら、満18歳となり児童養護施設や里親、自立援助ホームを退所する若者等に対して、給付型奨学金事業・相談支援等を実施することにより、最も困難な状況にある若者の社会的自立を支援する。

(2) 給付型奨学金事業

児童養護施設・里親のもとを巣立ち大学等へ進学する若者に、寄附を原資とする奨学金を給付し、学業と生活を両立させながら社会的自立を図ることのできるよう支援する。

【奨学金給付実績】

	4年度	5年度	6年度	7年度
給付者数	15人	23人	32人	34人
給付金額	6,980,305円	7,856,591円	11,689,836円	13,889,363円

【寄附実績】

	4年度	5年度	6年度	7年度
寄附件数	424件	1,013件	975件	1,714件
寄附金額	23,200,271円	54,916,700円	69,001,088円	83,632,196円

(3) 資格等取得支援

寄附を原資とし、就職に役立つ資格等（普通自動車第一種運転免許、その他）の取得にかかる費用を支給する。

	4年度	5年度	6年度	7年度
給付者数	－	4人	7人	10人
給付金額	－	591,116円	733,530円	1,106,851円

(4) 家賃支援

寄附を原資とし、アパート等で一人暮らしをする場合の居住にかかる費用の一部を支給する。

	4年度	5年度	6年度	7年度
給付者数	－	12人	18人	12人
給付金額	－	3,890,000円	5,289,600円	2,842,800円

(5) 医療費支援

寄附を原資とし、医療費にかかる費用の一部を支給する。

	4年度	5年度	6年度	7年度
給付者数	-	-	-	18人
給付金額	-	-	-	319,851円

(6) 住宅支援

高齢者向け借上げ区営住宅の空室を安価で提供し、児童養護施設等を巣立った若者が地域の中で安定した生活基盤を持てるよう支援する。また、生活サポートとして、児童養護施設職員が月に一度入居者を訪問面談し、学業・就労の状況や共同生活の状況を確認しながら、社会的自立に向けた支援を実施している。

○支援内容

- ・2LDK～3DKの住戸に複数名が入居（1人1室）し、共同で生活する。
- ・大学等進学者は所定の修学年限の最終年度末まで、就職者は最長2年間入居が可能。

【住宅支援利用実績】

	6年度	7年度
利用住戸	5住戸（全5住戸）	5住戸（全5住戸）
利用者数	10人（定員13人）	9人（定員13人）

(7) 居場所・地域交流支援

退所者等が、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちと交流する場、自分の好きなように寛いで過ごすことのできる居場所として、区内2か所で実施している。

【延べ利用人数】

（単位：人）

	4年度	5年度	6年度	7年度
岡'sキッチン	131 (48)	121 (49)	138 (44)	156 (54)
シモキタトナリ	105 (46)	111 (57)	112 (60)	120 (62)

※（ ）内は利用人数のうち退所者数内数

(8) 相談支援

退所者等の個々の状況に応じた継続的できめ細やかなサポートを行うため、居場所を含めた相談支援「せたエール」を実施。

○支援内容

- ・施設等退所後の社会的自立に向けた継続支援計画の作成
- ・就労や進学、家庭、住居等に関する相談支援等
- ・対象者が気軽に集まり、情報交換・情報発信等を行うことができる居場所の実施

○委 託 先 認定特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

【居場所・相談利用実績】

(単位：人)

	4年度	5年度	6年度	7年度
居場所利用 新規登録者数	－	57	48	80
居場所 利用者数（延）	－	441	792	1,073
個別相談 利用者数	－	15	45	124

※令和5年度は事業開始以降の令和5年7月から令和6年3月までの実績。

8 18歳到達児童への支援状況

児童相談所が対象とする子どもは、原則として18歳未満の者となっている。しかし、以下の場合に限って例外規定※が設けられており、18歳に達しても引き続き支援を行っている。

※18歳以上の成年者の支援にかかる例外規定

- ・里親等に委託されている者の委託の継続及び児童福祉施設等に措置等している者の在所期間の延長
- ・18歳に達するまでに一時保護（一時保護委託を含む）が行われた者の保護期間の延長
- ・18歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合または当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護
- ・義務教育を終了した子どもまたは子ども以外の満20歳に満たない者であって、措置解除者等である者に対する児童自立生活援助の実施
- ・満20歳以上の措置解除者であって、各施設等により、相談その他の援助（アフターケア）等を受けている者のうち、やむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると世田谷区長が認めたもの（※令和6年度より）

【令和7年度実績】

新たに上記例外規定に該当し、支援を継続した児童数 21人

※また、上記のほか、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて」（令和4年12月27日子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、満18歳以上の者から、親の宗教等の信仰を背景とする課題に関して相談がなされたときにも18歳以上であることをもって消極的な対応をとらないこととする考えが示された。なお、令和7年度における当該相談は0件であった。

9 子どもの権利擁護

(1) 児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み

①児童福祉法改正（令和6年4月施行）への対応

児童相談所が関わる子どもの権利擁護については、児童相談所等が行政処分（一時保護、施設の入所措置等）を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応がなされるよう、令和4年6月に児童福祉法が改正された。これを受け区では、令和4年8月に児童福祉審議会の下に臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）を設置し法改正への対応についての検討を行った。その後、臨時部会での検討結果を踏まえ、令和5年6月28日開催の児童福祉審議会本委員会において、「世田谷区児童福祉審議会臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）最終報告書」をとりまとめた。

【最終報告を踏まえた区の実施（令和6年4月～）】

○措置部会への諮問事項の拡充

従来の措置部会への諮問事項に加えて、一時保護の決定、解除について、「児童の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例」、一時保護及び措置を決定する際は、「児童相談所の援助方針と児童の意向が一致していたが、その後、児童の意向が当該児童相談所の援助方針と一致しなくなった事例」の2点を追加した。

○子ども本人から措置部会への申立て及び調査員制度の構築

子ども本人が児童相談所の措置内容に不服がある場合における措置部会への申立制度を構築した。子ども本人から措置部会への申立てがあった場合に、円滑かつ公平に調査を行うための仕組みとして、外部の児童相談所経験者や弁護士等を「子どもの権利擁護調査員」として委嘱している。

【令和7年度実績】

子ども本人からの申立て件数 1件

○意見表明等支援事業の実施

子どもの福祉に関し知識又は経験を有する意見表明等支援員（アドボケイト）が、意見聴取等により子どもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う意見表明等支援事業を実施している。

【令和 7 年度実績】

ア 一時保護所

毎週火曜日の 13 時から 17 時頃まで、アドボケイトの定期訪問を実施。

	活動回数	対象児童数 (延べ)	訪問人数 (延べ)	説明 ワークショップ	面談件数	意見表明件数
令和 7 年度実績	50回	1,229人	313人	52回	199件	90件
(参考) 令和6年度実績 ※R6.9月～R7.3月	25回	535人	171人	40回	78件	27件

イ 児童養護施設

区内児童養護施設（2 施設）を対象に、複数名のアドボケイトが施設を訪問し、集合的に事業説明（ワークショップ等）、子どもとの交流や面談等を実施。

児童数 34人 意見表明件数 2件

ウ 里親家庭

世田谷区から里親家庭及びファミリーホームに措置されている世田谷区在住の児童を対象に、アドボケイトが里親家庭を訪問し、里親・里子への事業説明（ワークショップ等）、子どもとの交流や面談等を実施。（年 2 回実施）

延べ児童数 29人（21 家庭） 意見表明件数 0件

②措置された子どもにかかる取組み

ア 児童福祉審議会措置部会

児童福祉審議会は児童相談所開設に伴い、児童福祉法、世田谷区児童福祉審議会条例を根拠に、区の児童福祉に関する調査審議を行う合議制の機関として設置するもの。本審議会において設置された措置部会は、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所から諮問を受け審議し、その結果を答申する機関であり、原則として毎月実施することとしている。委員は 7 名で学識経験者や弁護士、医師など幅広い分野から構成され、専門性を活かした審議を実施している。

【年度別実績】

年度	開催回数	審議件数※ ¹	報告件数※ ²
5年度	11回	18件	3件
6年度	12回	13件	1件
7年度	9回	13件	4件

※1 審議事項

部会から意見具申や助言を受けるもの（子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例、児童福祉法第 28 条に基づく施設入所等措置の申立または同措置の更新の申立を行う事例等）

※2 報告事項

過去に部会から意見具申または助言を受けた事案に対する、その後の援助経過の報告など。

イ 被措置児童等虐待対応

児童福祉法第 33 条の 14 の規定により、被措置児童等虐待に係る通告、届出が

された場合、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行うこととされており、区としては施設等検査・指導担当所管において実施する。事実確認の結果等については、児童福祉法第33条の15の規定により児童福祉審議会へ報告するとともに、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定により、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表する。

【令和7年度被措置児童等虐待状況】

被措置児童等虐待通告を1件受理し、児童の状況の把握、通告に係る事実確認等の結果、被措置児童等虐待に該当する事実は認められなかった。

(単位：件)

受理件数	調査済 件数							非該当	判断不可
		該当	社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等	その他※		
1	1	0	0	0	0	0	0	1	0

※ 母子生活支援施設、意見表明等支援事業 等

③一時保護所内における取組み

ア 一時保護所第三者委員の設置

弁護士等を一時保護所第三者委員として設置している。委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、意見や要望を聞き取り、その内容は適切に児童相談所等へ伝達するとともに、対応経過と結果について確認している。

【活動実績】

活動回数	12回
子どもからの相談件数	35件

【分類別件数】

(単位：件)

分類	件数
入所者間における人間関係	8
児童相談所への意見・要望	4
健康・体調	0
生活上での意見・要望	10
家族に関すること	5
その他	8

イ その他の取組み

入所者等からの苦情や要望の適切な解決を図るための体制を構築するとともに、一時保護所へ入所した際の初回面接時に、一時保護所のしおりを使って一人ひとりの子どもの権利が保障されることを一時保護所職員から説明しているほか、子ども

が誰にも見られずに、自身の意見を、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる意見箱の設置、入所している子どもたちによる会議の開催（毎週）や職員による子どもの意見を聴く会（きくぞう会）の実施（毎月）など、一時保護所内における子どもの権利の保障に努めている。

（２）児童相談所の第三者評価の実施

子どもの権利擁護機関としての児童相談所が「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認し、児童相談所業務の質の確保及び向上を図ることを目的として、令和７年度に外部評価機関による第三者評価を実施した。

【評価方法】

「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（令和２年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、アンケート調査（所内、子ども、子ども家庭支援センター、里親、児童養護施設等）や実地調査等を踏まえ、各評価項目にかかる評価を受けた。

○評価項目の構成

構成		評価項目
第Ⅰ部	子どもの権利擁護と最善の利益の優先	4
第Ⅱ部	児童相談所の組織	8
第Ⅲ部	子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	20
第Ⅳ部	社会的養護で生活する子どもへの支援	14
第Ⅴ部	社会的養育の推進	5
第Ⅵ部	家族とのかかわり・家族への支援	5
第Ⅶ部	市区町村や関係機関との連携	9
合計		65

○評価基準

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取り組みとなることを期待する状態

【評価結果】

S	A	B	C	計
6 (4)	57 (58)	2 (3)	0 (0)	65

※ () 内は令和４年度の実績

○特に評価された点

- ・ 里親委託や施設措置の子どもに対して、児童福祉司と児童心理司が月 1 回の頻度で訪問や面接を行い、子どもの状況や意向を把握するとともに、里親や施設と情報共有等を行いながら丁寧かつ密に連携を深めている。
- ・ 世田谷区で「子どもの権利条例」が改正施行されたことに伴い、外部講師を招いた子どもの権利に関する研修等を通して職員の理解を深めている。また、意見表明等支援事業や一時保護時の司法審査等の動きに即して必要な整備や手引きの更新を行うなど、子どもの権利擁護を基盤に据えて、よりよい方法を模索・決定しながら個別の相談・支援の充実に努めている。
- ・ 区独自の子どもの権利擁護機関である「せたがや子どもホッとサポート」や意見表明等支援事業等を通して、子どもが職員以外のアドボカシーを利用できるようにしている。また、子どもに対する説明と意見聴取について、子どもが理解しやすいように、一時保護時、保護者や子どもへ家庭復帰に向けた流れの説明をする際に使用する「あんぜんのしおり」を子ども目線で独自に作成するなど、よりよい形で子どもに対する説明と意見聴取が行えるように努めている。
- ・ 関係機関との連携について、子ども家庭支援センターと児童相談所の「一元的運用」により、双方の機能を組み合わせて協働で支援する「のりしろ型支援」を推進していることに加えて、区立の児童相談所としての強みを生かし、医療や教育、警察等の関係機関や区内の関係団体から迅速に情報を入手できる環境のもと、必要な情報を収集している。
- ・ 児童養護施設等を巣立った若者を対象に、安定した生活基盤及び学び直しの保障のために支援基金を設け、居場所の提供や奨学金の支給など各種の支援策を実施している。

○主に課題とされた点

- ・ 援助方針会議について、職員の業務負担の増加に伴い、会議出席率が低下している。また、当該児童を取り巻く生活環境や心の発達、行動観察等、説明を工夫しているものの、それらが総合的な診断においてどのように連動しているか見えづらい状況となっている。
- ・ 援助方針を検討・決定する場面や個別のケースを振り返る際に、児童相談記録システムをはじめ、データ入力された情報や、書類をファイリングした個別台帳等で情報を確認しながら検討を進めているが、文書化された情報が中心で、ジェノグラム（家族構成を記号や線を用いて家系図のように図式化したもの）等、視覚で把握しやすい手段の導入が少ない状況がうかがえるため、アセスメント情報等が職員間で共有できるよう、児童相談記録システムの見直していくことが望まれる。
- ・ 援助方針の内容について、当面の援助方針は、多職種参加のもとで多角的な視点から検討を行っているが、長期的な視点での支援については、状況の変化に応じ再アセスメントを行う等、検討する余地が残っている。

- ・ 組織体制について、年度途中での欠員補充が難しいことが課題となっている
他、相談件数の増加や相談内容の複雑化・多様化に対応するには児童相談所が
1 か所でよいかも含め、検証を進めることが期待される。
- ・ 職場環境について、所長をはじめとした役職者に、適宜、相談しやすい職場環
境のもとで業務が遂行されているが、超過勤務が慢性的に生じていること、精
神面、身体面で多くの負荷がかかる業務であることから、人員体制強化が求め
られる。

(3) 一時保護所の第三者評価の実施

一時保護所において、「良いところ」や「改善すべきところ」を確認し、入所児童の権利擁護と運営の質の向上を図ることを目的として、3年に一度、第三者評価を受審している。前回の受審は令和5年度であり、次回の受審は令和8年度のため、中間年となる令和7年度は前回の外部評価に準じた項目について内部評価を実施した。

○内部評価の結果

【評価項目（全61項目）】

構成	評価項目数
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	14
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	15
第Ⅲ部 一時保護所の運営	24
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	5
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	3
合計	61

【評価ランクの考え方】

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取組みが十分でない 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

【評価結果】

(単位：項目)

	S	A	B	C	計
令和7年度内部評価	9	49	3	0	61
令和6年度内部評価	11	42	8	0	61
令和5年度外部評価	9	41	11	0	61

【令和7年度内部評価の総評】

子どもの支援にあたり、ユニット内で意見交換の機会を設け、職員が共通認識のもとで支援方針を検討するなど、子どもの最善の利益を多角的に検討する姿勢が組織として根付いている。また、オンライン会議の環境整備により、児童福祉司や児童心理司との連携面の充実が図られた。一方で、定員超過時の居住環境や職員体制については引き続きの課題としてあげられた。

（４）「せたホッと」を活用した権利擁護

一時保護や措置された子どもが、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあつた場合は、児童相談所や当該施設等において対応することを基本とするほか、せたがやホッと子どもサポート（以下、「せたホッと」という。）へ相談等できるよう、「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート※」を用いて、「せたホッと」の仕組みや連絡方法を周知した。子どもからの意見が「せたホッと」へ寄せられた際には、「せたホッと」とも連携しながら、その内容に応じて必要な改善を図る等の対応を行っている。

※子どもの権利ノート

措置された子どもに対して、施設や里親のもとで生活する際の権利が分かりやすく記載された「子どもの権利ノート」を児童相談所の児童福祉司が説明しながら配布している。また、この権利ノートには施設外部の相談窓口の連絡先や「せたホッと」宛のはがきを同封することにより、子どもが権利侵害を感じた際に適切に相談できる仕組みとしている。

【令和7年度実績】

0件

（５）一時保護児童に係る学習環境の充実

①通学移送業務委託

一時保護児童の学ぶ権利の保障のため、児童が通学可能となる環境をより一層整えることを目的として、令和7年度より通学移送業務委託を開始し、支援している。

【令和7年度実績】

通学移送委託を利用して通学した一時保護児童 10名
(内訳：小学生7名、中学生3名)

通学移送委託を利用して通学した日数 延べ295日

②学習用タブレット端末の導入

一時保護所において、令和7年度に児童の学習意欲の向上および個別学習の充実に資する学習支援ソフトを搭載したタブレット端末を導入し、学習支援を実施している。

【令和7年度実績】

学習用タブレット端末利用児童数 69名

③ボランティア講師の派遣

一時保護所において、児童の健全な心身の育成および学習支援の一層の充実を図ることを目的として、令和7年度よりボランティア講師に活動を依頼している。

【令和7年度実績】

- 演劇ボランティア 41回
- ダンスボランティア 4回
- 外遊びボランティア 2回

10 人材育成

(1) 人材育成計画

児童相談所では、継続的に人材育成に取り組むこととし、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」を作成し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員の経験年数及び職層に応じた目標を掲げている。また、新任・横転者については、所内研修を実施し、児童相談所業務の基礎を学んでいる。実態に応じた知識や技術を習得できるよう、職員のアンケート結果や各S V（係長）の意見、業務内容を踏まえ、年度ごとに研修項目を見直している。

(2) 研修内容

①外部研修等派遣研修

職員が職務遂行に関し、研修課題をもって児童相談業務に関する外部研修、学会等に参加し、その成果を、自己の職務及び職場に反映させることを通じ、職員の資質の向上を図っている。

②外部講師による研修

日頃の業務の中で必要とされる知識、技法について、医学的、心理的等専門的見地から学び、実践に役立てることを目的としている。

③サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研修

児童虐待対応の際、家族の強みに焦点をあてることで、家族が主体となり、児童相談所と家族が協働して安全なプランを考え、家族再統合や親子関係の再構築等を目指すためのソーシャルワークを学ぶ。実践的、かつ継続的、組織的に取り組んでいくことができるよう、月1回のコア研修と年5回の在職年数別研修と年3回の全体研修(所内ギャザリング※)を実施している。

※所内ギャザリング

サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの手法を使った実践の報告会

④児童相談所と一時保護所職員交換研修

児童福祉司、一時保護所職員が互いの業務や役割を知り、連携を深め、それぞれの業務の実態を理解した上で、共通の方針のもと児童やその家庭への支援の質を向上させていくことを目的として、お互いの業務を実際に体験する研修を実施している。

⑤一時保護所と区内児童養護施設職員との交換研修

役割の違う児童福祉施設での業務を双方が研修を通して理解していくことで、子どもへの支援に何が必要かをお互いが学び、今後の円滑な支援につなげていく。

⑥その他

児童相談所として企画・立案している研修のほか、児童相談支援課が企画している「子ども家庭支援センター及び児童相談所職員新任横転者研修」や特別区職員研修所が企画している「児童相談所関連トピックス研修」等、より多くの研修に参加し、知識や技術の習得を目指している。

(3) OJT研修

新任・横転者職員の支援体制として、児童相談所勤務経験のある職員を中心に技術指導を実施し、各SV（係長）が全体の把握や経験者職員も含めた指導を行っているが、その他にOJT担当職員を置いている。区が実施している「新規採用職員のOJT」に加え、児童相談所の業務内容に合わせて、「担当職務」、「コミュニケーション」、「スキルアップ」、「健康や生活習慣」の4項目について、OJT担当職員と新任職員と一緒に目標を設定し、3か月ごとに振り返りを実施している。この体制は、技術指導とは別に、新任職員の不安や負担を軽減する仕組みとしてのメンター的な役割を担っている。1年目のみでなく、3年目まではOJT担当職員が見守り、エンパワメントすることで、新任職員が自分の成長を継続的、客観的に捉え、今度はその職員がOJT担当職員となり新任職員を支える立場になっていくことを目指している。

【令和7年度研修実績一覧】

※SV=スーパーバイザー（係長）

※網掛け部分は、令和7年度に新設した項目

令和7年度世田谷区児童相談所 新任・横転者研修（内部講師）			
	項 目	内 容	講 師
1	世田谷区児童相談所（一時保護所含む）の目指すもの、理念及び現状と課題	児童相談所の歴史、支援と介入、家族とともに作る支援、世田谷区児童相談所の組織や役割の説明	所長
2	区職員として身につけるべき心構え	服務規律、個人情報保護、情報セキュリティ等	副所長
3	一時保護所ガイドライン 子どもの権利擁護	一時保護所ガイドラインの概要 子どもの権利条約、こども基本法、世田谷区子どもの権利条例、世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）、意見表明等支援事業、一時保護所第三者委員の設置	一時保護課長
4	児童相談所業務の法的根拠	児童福祉法、虐待防止法、少年法、児童買春・児童ポルノ禁止法、母子保健法	弁護士
5	児童相談所運営指針	児童相談所運営指針の概要と世田谷区児童相談所運営の手引き	児童相談支援 専門員（福祉）

令和7年度世田谷区児童相談所 新任・横転者研修（内部講師）			
	項 目	内 容	講 師
6	相談の受理から終結まで	相談の種別、他児相からのケース移管による受理、相談の受理と流れ、援助方針会議、受理会議、虐待以外の種別の受理、非行相談、調査等による診断、ケースの進行管理、措置、ケースの閉止	児童相談支援専門員（福祉）
7	非行相談の流れと実際	非行相談の流れ（学校、警察、家庭裁判所との連携）	SV（福祉）
8	障害相談・育成相談の流れと実際	障害相談に関する法令と制度、障害相談の流れ、不登校、引きこもりの現状と施策、要因と回復への道筋、心理担当・育成担当の役割、区の関係機関	SV（福祉）
9	一時保護所の業務と他職種連携	世田谷区の一時的保護所についての理解、連携の取り方	児童相談支援専門員（福祉）
10	行動観察と観察会議	行動観察と観察会議の目的、記録の作成について	児童相談支援専門員（福祉）
11	文書事務（通知関係）	措置に関わる通知の種類と作成～決裁～発送～保存までの流れ、審査請求、開示請求	SV（福祉）
12	記録の書き方（児童福祉司）	援助方針会議録、情報開示請求を踏まえた記録、社会診断	児童相談支援専門員（福祉）
13	記録の書き方（児童心理司）	心理診断等	SV（心理）
14	児童相談所で使用される心理検査	心理検査の基本的知識	児童相談支援専門員（心理）
15	心理司の役割と他職種連携	児童相談所の心理司の役割や検査、所内（一時保護所を含む）連携について	SV（心理）
16	児童相談所の保健師の役割	母子保健、他機関連携等	保健師
17	系統的全身診察 被害（事実）確認面接	系統的全身診察・被害確認面接の概要及び世田谷区児童相談所における被害（事実）確認面接の運用について	保健師 児童相談支援専門員（心理） 福祉司
18	里親制度	里親の制度の種類と申請要件について、研修制度、里親委託の流れと事例等	担当職員
19	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの取組み	事例から見るサインズ・オブ・セーフティ・アプローチの流れと世田谷区の取組み	SV（福祉）
20	親子支援チームの役割	親子支援チームの業務の説明、家族再統合等支援のためのヒアリングについて	担当職員

所内研修（外部講師）				
	項 目	内 容	講 師	対 象
1	児童虐待対応実務研修 （全3回）	SV 研修 系統的全身診察 事例検討	一般社団法人リッコ ラボ、国立成育医療 研究センター、元横 浜市児童相談所長	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
2	企画研修	児童福祉司と児童心理司の 協働とアセスメント	町田児童相談所 児童福祉係長・児童 心理係長	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
3	司法面接フォローアップ 研修（NICHHD）	司法面接の知識とスキルの 向上	理化学研究所理事長 特別補佐	福祉司 心理司
4	サインズ・オブ・セーフティ・ アプローチ ・全体研修（3回） ・経験年数別研修（5回） ・コア研修（8回） （全16回）	児童相談所業務におけるサ インズ・オブ・セーフティ・ アプローチ（親と児童相談 所が協働し、子どもを安全 に家庭に戻すための手法） の実践	東海大学健康学部健 康マネジメント学科 教授	福祉司 心理司 保健師
5	PCIT フォローアップ研修 （全2回）	支援技法である PCIT の実施 のために必要な技術の習得 を目的としたフォローアッ プ研修	精神科専門医（日本 PCIT 研修センター）	心理司
6	心理検査研修	田中ビネー知能検査Ⅳの理 論と活用	一般社団法人田中教 育研究所	心理司
7	心理面接研修	心理面接における面接技術 を学び心理司業務	鎌倉女子大学学術研 究所	心理司 福祉司
8	一時保護所研修	PCIT の実際と TIC の取組み	東京女子医科大学病 院	一時保護所職員 福祉司 心理司

外部（派遣）研修				
	項 目	内 容	講 師	対 象
1	虐待被害児診察技術研修	性虐待事例に他機関が連携して対応する方法や、診察の方法について	チャイルドファーストジャパン	福祉司
2	リフカー研修	人権侵害を受けた児童の第一発見者の面接技法について	チャイルドファーストジャパン	福祉司
3	Child first 司法面接	性虐待、身体的虐待、ネグレクト、DV や犯罪被害者の目撃など、人権侵害を受けたことが疑われる子どもから、子どもの負担を最小限にしつつ、誘導せずに被害事実を聞き取る方法について	チャイルドファーストジャパン	福祉司
4	第 108 回 CFJ 研修会「第 37 回 Crimes Against Children Conference」参加報告	子どもの権利侵害の世界的な潮流を知ると共に、主として、子どもの性的被害の対応に関わる知見を得る	チャイルドファーストジャパン	福祉司
5	NICHD プロトコル司法面接トレーナー研修	最新の心理学成果に基づく司法面接を用いて虐待等の被害の正確な情報を得られる方法について	立命館大学	福祉司
6	子どもの家庭養育推進官民協議会研修会	子どもの家庭養育を推進するため、パーマネンシー保障の基本的考え方、自治体の事例を参考に、実践を通じた実現にむけた取組みの理解について	一般社団法人共生社会推進プラットフォーム	福祉司
7	面接スキルトレーニング	面接スキルに関するトレーニングを繰り返し行うことにより、児童相談業務に必要な相談援助スキルを身につける	東京都児童相談センター	福祉司
8	セカンドステップ研修	感情調整に困難を抱える子どもの感情について	NPO 日本子どものための委員会	心理司

外部（派遣）研修				
	項 目	内 容	講 師	対 象
9	PCIT イニシャルワーク ショップ	子どもへの関わり方等、ニーズのある保護者に対してトレーニングやカウンセリングを実施するための技術について	日本 PCIT 研修センター	心理司
10	2025 年度子どもの虹テーマ別研修	「今、死亡事例から学ぶ-これまでの課題を超えて」について	子どもの虹 情報研修センター	心理司
11	地域母子保健師研修	子どもにライフスキルを伝える包括的セクシュアリ教育について	地域母子保健研修会	保健師
12	第 16 回日本子ども虐待 医学会学会	医療現場での子どもの虐待状況や最新の取組みについて	日本子ども虐待医学 会 JaMSCAN	保健師
13	日本子どもの虐待防止 学会	児童虐待防止のための、医療・保健・福祉・教育・司法・行政などの実践家、研修者が集う研究会	日本子どもの虐待防 止学会	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
14	第 8 回サインズ・オブ・ セーフティ集会	様々な相談援助の場で、サインズ・オブ・セーフティがどのように活用され、効果が得られているのかについての実践報告会	SIGN s + (サインズ・オブ・セー フティ・プラス)	福祉司 心理司
15	施設アセスメント研修	支援環境の視察、児童支援の状況観察、児童のケース分析、アセスメントシートの記載について	東京都立 萩山実務学校	福祉司 心理司 一時保護所職員

11 児童相談所と地域の関わり

(1) 世田谷区要保護児童支援協議会の取組み

①全区協議会

区全域に関する要保護児童等の支援の課題について検討するとともに、関係機関等の円滑な連携を確保するための環境整備並びに区民などへの普及啓発を行った。

なお、本会は区子ども・若者部が主催している。

【令和7年度実績】

1回（世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議、困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議(代表者会議)と共同開催)

開催日	開催方法 (会場)	参加人数	内容
7月23日	対面開催 (会場) 区議会大会議室	72名	【テーマ】子どもの権利擁護について 1 行政報告 (1) 子ども家庭支援センター (2) 児童相談所 (3) 人権・男女共同参画課 (4) 子ども・若者支援課 2 協議 【テーマ】子どもの権利擁護について (1) 基調講演 子どもを権利を政策の柱に ～「要保護児童」が教えてくれること～ (2) 意見交換

②地域協議会

地域における要保護児童等の支援の課題を検討するとともに、各地域の課題解決に向けて、関係機関等の連携・協力体制の確保を図った。なお、本会は各地域の子ども家庭支援センターが主催している。

【令和7年度実績】

計5回

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
開催方法	対面開催	対面開催	対面開催	対面開催	対面開催
参加人数	148人	102人	137人	105人	108人
内容	・子ども家庭支援課、健康づくり課及び児童相談所による事業報告 ・講演「地域で子どものいのちを守ろう」 ・グループワーク など ※開催地域によって内容の差異あり				

③進行会議（合同会議と同時開催）

各地域で毎月ケースの進行管理を実施。子ども家庭支援センター、児童相談所、児童相談支援課が参加している。

【令和7年度実績】

計60回

【地域別開催回数】

（単位：回）

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	12	12	12	12	12

（２）各関係機関との連携状況

①教育委員会・学校との連携

ア 子ども本人への普及啓発にかかる取組み

要保護児童支援協議会における児童相談所及び児童虐待通告ダイヤルの周知のほか、特に子ども本人を対象とし、児童相談所の存在や、虐待を受けた時の連絡先について、分かりやすいチラシ等を直接配付するなど、区立小学校、中学校と連携して普及啓発に取り組んでいる。

【令和7年度実績】

児童虐待通告ダイヤル・せたがや子どもテレフォン・LINE等相談先案内チラシの配付

配付先：区内全ての公立小中学校

イ 学校からの通告対応・情報共有・個別ケース対応

学校から通告があった際は、学校での面接の場の提供や保護者対応など、それぞれの役割分担に基づき連携して対応してきているほか、必要に応じて要保護児童支援協議会の個別ケース検討会議に学校にも出席してもらい、子どもの地域での見守り体制等について情報共有を図ってきている。

ウ 教育支援チームとの情報共有による連携強化

令和4年度より教育委員会内に設置されている「教育支援チーム」の定例会に参加し、それぞれの立場からの意見交換を行うとともに、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して、幼稚園長・小中学校長の合同研修会を実施し、学校と関係機関が各々の役割を理解し、連携協力できるよう努めている。

②警察との連携

児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、早期発見、早期対処していくことが必要であることから、児童の安全確保を目的に世田谷区と警視庁生活安全部人身安全対策課は、「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」を締結し、両者が保有する児童虐待事案の情報共有や意見交換会の実施など、必要な連携を図っている。

【協定書の主な内容】

- ・児童虐待事案にかかる情報共有
(身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、家庭復帰事案、転居事案など)
- ・意見交換会の実施(代表者意見交換会、実務者意見交換会)
- ・要保護児童対策地域協議会における連携の促進
- ・普及啓発活動の推進 など

【年度別実績】

- ・児童虐待事案にかかる情報共有
ア 世田谷区から警察への情報共有

(単位：件)

	内容	5年度	6年度	7年度
月例提供	身体的虐待、ネグレクト、性的虐待	47	56	24
	児童相談所長が必要と認めた事案	0	0	0
	家庭復帰した事案	68	73	92
随時提供	危険性が高い虐待情報	－	24	63
	48時間以内の安全確認不可	0	0	5
	転居に伴うケース移管	20	19	11
合計		135	172	195

イ 警察から世田谷区への情報共有

(単位：件)

	内容	5年度	6年度	7年度
月例提供	児童虐待の疑いがあるとして調査したが通告に至らなかった事案	348	250	151

- ・意見交換会

代表者意見交換会 令和7年10月30日

世田谷区が、警視庁と東京都が開催する「警視庁と児童相談所との連絡会議」に参画することにより、相互の意思疎通と理解を図っている。

実務者意見交換会 令和7年11月19日

世田谷区と世田谷区内各警察署との意見交換会を開催し、相互の意思疎通と理解を図っている。

その他（警視庁と特別区児童相談所の実務者連絡会） 令和8年2月27日

警視庁と児童相談所を開設している特別区が意見交換会を開催し、相互の意思疎通と理解を図っている。

③「せたホッと」との連携

世田谷区に在住・在学・在勤の子どもの権利を守り、救済する機関である「せたホッと」では、子どもから様々な相談を受け付けている。その中でも児童虐待と疑われる相談案件が「せたホッと」に入った場合は、児童相談所へ通告または、情報提供をしてもらい、解決に向けて連携した対応を行っている。

【令和7年度実績】

延べ279回

④関係機関が主催する研修講師派遣を通じた連携

区内の児童館や小中学校、地域の関係団体、子育て支援機関等が主催する各研修会に児童相談所職員が講師として赴き、児童相談所の開設や、新しい区の児童虐待対応等について説明を行っている。

【令和7年度実績】

12件

12 ICTを活用した児童虐待対応業務の効率化

(1) タブレット端末の導入

児童相談所及び子ども家庭支援センターが行う児童虐待対応業務等について、業務の一部ICT化を通じた職員の業務負担軽減に向けた取組みを令和6年度より開始した。

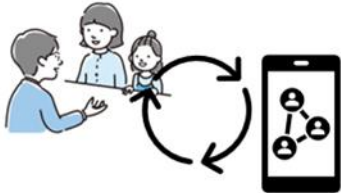
①記録作成業務の効率化

タブレット端末からアプリケーションを使用して、訪問等外出先での面接時や移動中に記録作成業務を行うことができるようにするとともに、端末に内蔵されている音声及び画像のテキスト化機能を活用することで支援記録の入力に係る負担軽減を図る。

②チャット機能による情報共有の円滑化

アプリケーションのチャット機能を活用することにより、所内にいる係長等と支援記録の確認や写真・関連情報等の共有、必要な報告・相談や指示・助言といった双方向のやりとりがリアルタイムにできることにより、より迅速かつ的確な対応が実現する。

【導入効果】

導入後	 • その場で記録作成できることで、記録作成作業時間の縮減、業務時間の有効活用を図る。 • 端末中に関連情報を取り込み、相手に対して情報の見える化が可能となる。	 • 写真撮影機能、チャット機能を活用し、より迅速かつ確実な情報共有を図る。 • 適切な一時保護等子どもの安心・安全確保を図る。
-----	---	--

(2) 電話対応支援システムの導入

保護者や関係機関等との電話のやり取りについて、リアルタイムでの音声テキスト化等を通じて事例の速やかな共有と記録作成の時間短縮を図り、より高い質の電話対応と事務の効率化を実現するため、電話対応支援システムを令和7年度から導入した。

第3 統計資料

1 相談の受理状況

(1) 男女別・経路別受理件数

	令和3 年度合計	令和4 年度合計	令和5 年度合計	令和6 年度合計	令和7 年度合計	児童相談所	都道府県 (児童相談所を除く)	区市町村		保育所	児童福祉施設	指定医療機関 発達支援	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	医療機関 保健所及び		学校等			里親・ファミリーホーム	児童委員 (通告仲介)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他
								こども家庭センター等 母子保健部門の児童福祉・	その他								保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等						
計	2,233	2,356	2,425	2,583	2,716	136	34	61	48	19	4	0	0	0	1,069	7	0	29	5	160	0	0	0	585	383	32	144
男	1,214	1,357	1,363	1,412	1,472	70	12	30	23	10	1	0	0	0	599	4	0	14	3	65	0	0	0	353	213	12	63
女	1,019	999	1,062	1,171	1,244	66	22	31	25	9	3	0	0	0	470	3	0	15	2	95	0	0	0	232	170	20	81

(2) 年齢別・相談内容別受理件数

区分	令和3 年度合計	令和4 年度合計	令和5 年度合計	令和6 年度合計	令和7 年度合計	養護 相談		保健 相談	障害相談							非行 相談		育成相談				その他の 相談	いじめ 相談（再掲）	区分
						児童虐待 相談	その他の 相談		肢体不自由 相談	視聴覚障害 相談	言語発達障害 相談	重症心身障害 相談	知的障害 相談	発達障害 相談	ぐ犯行為等 相談	触法行為等 相談	不登校 相談	性格行動 相談	育児・しつけ 相談	適性 相談				
合計	2,233	2,356	2,425	2,583	2,716	1,907	255	0	5	0	0	7	297	0	17	71	1	23	1	0	132	0	合計	
男	1,214	1,357	1,363	1,412	1,472	959	152	0	2	0	0	2	207	0	13	56	0	15	0	0	66	0	男	
女	1,019	999	1,062	1,171	1,244	948	103	0	3	0	0	5	90	0	4	15	1	8	1	0	66	0	女	
0歳	93	121	103	115	124	102	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0歳	
1	121	127	113	127	115	105	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	
2	127	123	129	101	118	90	1	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	13	0	2	
3	157	147	136	110	125	91	3	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	10	0	3	
4	108	139	148	124	127	94	4	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	6	0	4	
5	113	110	135	117	134	99	2	0	1	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	9	0	5	
6	139	146	125	173	148	86	4	0	1	0	0	1	49	0	0	0	0	1	0	0	6	0	6	
7	127	135	175	168	170	131	9	0	1	0	0	0	20	0	0	1	0	0	0	0	8	0	7	
8	134	143	136	171	179	141	6	0	0	0	0	0	22	0	0	3	0	2	0	0	5	0	8	
9	142	166	144	184	175	132	9	0	0	0	0	1	14	0	1	9	0	0	0	0	9	0	9	
10	159	121	164	169	183	134	15	0	1	0	0	2	15	0	0	8	0	3	0	0	5	0	10	
11	118	152	142	177	186	136	17	0	0	0	0	1	13	0	2	9	1	5	0	0	2	0	11	
12	164	136	200	178	215	137	30	0	0	0	0	1	22	0	1	14	0	1	0	0	9	0	12	
13	151	164	160	202	213	114	42	0	0	0	0	0	21	0	5	24	0	2	0	0	5	0	13	
14	122	141	137	146	172	109	32	0	0	0	0	0	14	0	4	2	0	5	0	0	6	0	14	
15	100	118	106	136	116	84	20	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	4	0	15	
16	67	88	95	97	111	63	27	0	1	0	0	0	5	0	4	1	0	2	1	0	7	0	16	
17	48	55	56	64	91	59	21	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	3	0	17	
18歳以上	4	0	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	18歳以上	
不明	39	24	15	22	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	不明	

(3) 虐待受理経路別・地域別受理件数

		3年度	4年度	5年度	6年度						7年度						増減
						世田谷	北沢	玉川	砧	烏山		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
児童相談所		76	89	79	108	28	19	29	12	20	98	23	8	33	13	21	△ 10
都道府県（児童相談所を除く）		7	10	16	1	1	0	0	0	0	31	3	2	11	14	1	30
区市町村	こども家庭センター等の児童福祉・母子健康部門	32	60	40	45	11	2	4	26	2	44	16	2	12	7	7	△ 1
	その他	10	13	12	26	6	3	10	4	3	40	14	7	7	7	5	14
保育所		10	19	19	13	2	3	4	3	1	17	10	0	3	1	3	4
児童福祉施設		5	0	1	4	1	0	2	1	0	3	1	0	1	1	0	△ 1
指定発達支援医療機関		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察等		572	695	796	791	178	91	264	164	94	797	209	116	214	179	79	6
家庭裁判所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健所及び医療機関	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療機関	26	24	19	29	13	4	3	7	2	26	9	0	9	7	1	△ 3
学校等	幼稚園	2	0	4	3	0	0	0	3	0	5	3	0	0	2	0	2
	学校	85	98	100	102	27	6	38	16	15	157	45	19	54	25	14	55
	教育委員会等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親・ファミリーホーム		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童委員（通告仲介）		9	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1
家族・親戚		133	159	168	164	62	22	42	32	6	242	79	33	55	49	26	78
近隣・知人		478	418	246	264	45	50	54	87	28	294	80	53	65	63	33	30
児童本人		21	21	13	20	5	1	6	6	2	29	9	6	4	9	1	9
その他		112	131	114	125	40	6	38	26	15	124	41	13	31	33	6	△ 1
合計		1,581	1,738	1,629	1,696	420	207	494	387	188	1,907	542	259	499	410	197	211

(4) 虐待受理種別・地域別受理件数

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度						7 年度						増減
					世田谷	北沢	玉川	砧	烏山		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
身体的虐待	268	309	329	350	82	27	121	75	45	422	126	59	113	85	39	72
性的虐待	5	3	14	8	2	0	3	2	1	11	3	0	4	3	1	3
心理的虐待	1, 172	1, 249	1, 138	1, 163	294	156	336	249	128	1, 289	364	185	334	270	136	126
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	136	177	148	175	42	24	34	61	14	185	49	15	48	52	21	10
合計	1, 581	1, 738	1, 629	1, 696	420	207	494	387	188	1, 907	542	259	499	410	197	211

2 相談対応状況

(1) 相談別対応件数

		対 応 件 数 (年 度 中)																				未 対 応 件 数 (年 度 末 現 在)	施設入所待機（再掲）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
--	--	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※1件の相談につき複数対応した場合に複数計上

(2) 虐待相談の相談種別・経路別対応件数

	児童相談所	都道府県（児童相談所を除く）	区市町村		保育所	児童福祉施設	指定医療機関 発達支援	児童家庭支援 センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			ファミリーホーム ・里親	児童委員（通告仲介）	家族・親戚	近隣知人	児童本人	その他	令和7年度 合計	令和6年度 合計	令和5年度 合計	令和4年度 合計	令和3年度 合計
			こども福祉・母子健康部門 等 の児童	その他								保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等											
身体的虐待	23	8	12	14	6	3	0	0	0	123	0	0	5	2	71	0	0	0	64	42	13	3	389	369	308	300	264
性的虐待	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	10	8	12	5	3	
心理的虐待	43	9	11	19	8	0	0	0	0	622	0	0	7	3	40	0	0	138	198	12	123	1,233	1,161	1,135	1,188	1,153	
保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	24	5	14	2	5	1	0	0	0	36	0	0	2	0	26	0	0	19	44	2	3	183	157	158	157	159	
計	92	22	39	35	19	5	0	0	0	782	0	0	17	5	137	0	0	222	284	27	129	1,815	1,695	1,613	1,650	1,579	

※1件の相談につき1件で計上 ((1) 相談別対応件数とは異なる)

(3) 虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応件数

	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他		令和7年度 合計			令和6年度 合計	令和5年度 合計	令和4年度 合計	令和3年度 合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	計	計	計	計
身体的虐待	94	57	6	4	108	112	0	0	4	4	212	177	389	369	308	300	264
性的虐待	1	7	0	0	0	1	0	0	0	1	1	9	10	8	12	5	3
心理的虐待	309	300	12	19	277	288	1	0	13	14	612	621	1,233	1,161	1,135	1,188	1,153
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	23	18	0	0	75	65	1	0	0	1	99	84	183	157	158	157	159
計	427	382	18	23	460	466	2	0	17	20	924	891	1,815	1,695	1,613	1,650	1,579

※1件の相談につき1件で計上 ((1) 相談別対応件数とは異なる)

(4) 被虐待児童年齢・虐待種類別対応件数

被虐待児の性別	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		暴力の目撃等によるもの (再掲)		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		棄児 (再掲)		置き去り児童 (再掲)		登校・登園の禁止 (再掲)		保護者以外の者による虐待						令和7年度 合計			令和 6年度 合計	令和 5年度 合計	令和 4年度 合計	令和 3年度 合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	身体的虐待 (再掲)		性的虐待 (再掲)		心理的虐待 (再掲)		男	女	計	計	計	計	計
0歳	0	2	0	0	29	32	24	30	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	40	74	75	71	91	80
1	5	1	0	0	47	48	36	36	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	52	108	93	88	104	105
2	5	8	0	0	24	36	14	28	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	44	76	67	98	95	90
3	9	5	0	0	37	35	27	32	4	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	50	43	93	75	89	114	111
4	7	8	0	0	35	38	26	28	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	47	92	76	91	103	81
5	9	6	0	0	30	38	21	26	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	48	89	92	117	90	91
6	6	7	0	0	38	24	27	21	10	3	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	54	34	88	109	81	117	111
7	12	5	0	2	52	43	38	30	7	4	1	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	71	54	125	128	114	93	93
8	20	14	0	1	52	41	34	26	8	11	0	0	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	80	67	147	114	97	118	103
9	17	12	0	1	41	30	27	23	11	5	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	69	48	117	118	92	124	114
10	24	10	0	0	36	36	20	24	16	6	0	0	2	1	0	0	3	0	0	0	1	0	76	52	128	118	130	102	112
11	13	14	1	1	42	43	18	22	6	5	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	62	63	125	123	83	101	93
12	21	21	0	0	33	41	17	22	3	4	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	57	66	123	103	115	92	101
13	21	15	0	1	28	37	19	25	3	8	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	52	61	113	114	108	77	89
14	15	13	0	1	28	28	17	17	5	7	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	48	49	97	87	79	66	74
15	13	19	0	0	20	33	13	20	4	4	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	37	56	93	91	68	78	58
16	6	10	0	0	17	19	12	12	4	7	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	27	36	63	61	51	52	39
17	8	6	0	2	17	14	12	10	1	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	26	25	51	47	33	33	32
18歳以上	1	1	0	0	6	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	13	4	8	0	2
計	212	177	1	9	612	621	406	434	99	84	1	1	14	14	2	3	3	3	0	3	2	2	924	891	1,815	1,695	1,613	1,650	1,579

※1件の相談につき1件で計上（(1)相談別対応件数とは異なる）

**令和 7 年度
世田谷区児童相談所運営状況
(事業概要) 等報告**

令和 8 年 7 月発行
世田谷区児童相談所

〒156-0043
世田谷区松原 6-4-1-7
電 話 03-6379-0697
F A X 03-6379-0698
広報印刷物登録番号 2476

